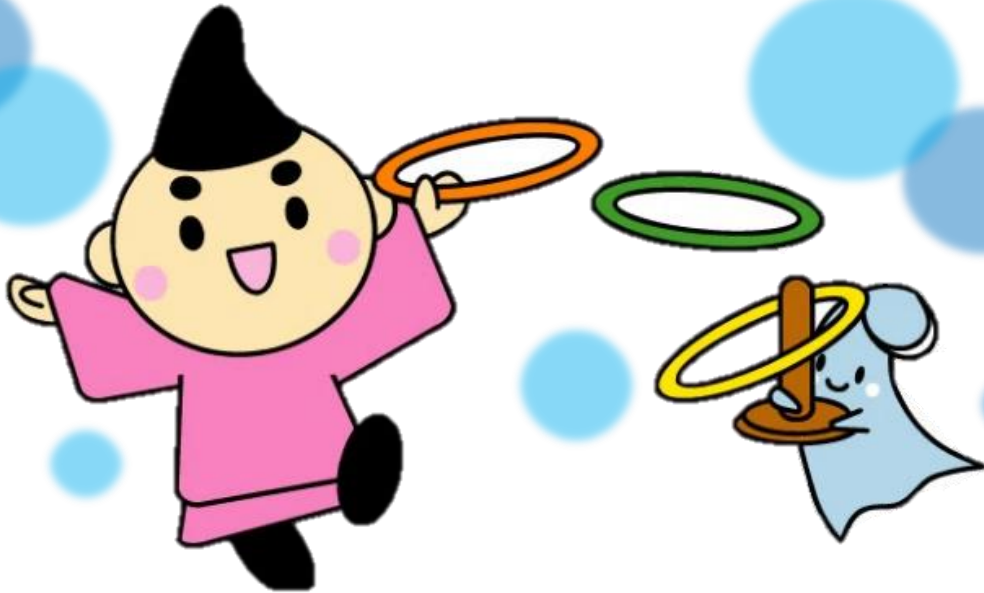


[令和8年9月11日発行]

《保育所等のしおり》



保育所等のしおり
最新情報
内容変更案内



整備予定の
認可保育所等
最新情報



令和9年度入所審査分から、育児休業中の方、単身赴任中の方の提出書類・条件などを変更しています。必ずP.19～20と申請書類の内容を確認してください。

令和8年度・令和9年度認可保育所等入所申請（電子）受付スケジュール

利用開始希望月	入所申請開始日	入所申請締切日	利用開始希望月	入所申請開始日	入所申請締切日
令和8年12月	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年5月	令和9年2月2日(火)	令和9年4月1日(木)
令和9年1月	令和8年10月11日(日)	令和8年12月1日(火)	令和9年6月	令和9年4月2日(金)	令和9年5月1日(土)
令和9年2月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年7月	令和9年5月2日(日)	令和9年6月1日(火)
令和9年2月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年1月1日(金)	令和9年8月	令和9年6月2日(水)	令和9年7月1日(木)
令和9年3月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年9月	令和9年7月2日(金)	令和9年8月1日(日)
令和9年3月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年2月1日(月)	令和9年10月	令和9年8月2日(月)	令和9年9月1日(水)
令和9年4月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年11月	令和9年9月2日(木)	令和9年10月1日(金)
令和9年4月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年2月1日(月)	令和9年12月以降の日程は、令和9年9月に発行する保育所等のしおりでご確認ください。		

12月入所から4月2次入所受付期間（10/11～2/1）は

「電子申請」・「郵送申請」で受付します。

窓口での受付はできません。

※配慮の必要なご家庭は窓口での受付可

※市外施設への申請は窓口受付を行います





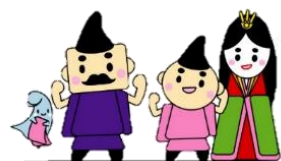
※郵送申請は締切日までに「保育課必着」のため、締切日が土日祝日の場合は「直前の開庁日必着」となります。

※締め切り後に受付した書類は次回審査からの対象となります。

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課

もくじ

1 認可保育所等を利用するための基本的な流れ	2
2 認可保育所等を利用するための認定	
(1) 施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分	3
(2) 保育の必要性	3
(3) 認可保育所等を利用できる時間	4
(4) クラス年齢の確認	4
(5) 医療的ケアが必要なお子さんの申請	4
3 認可保育所等の種類	
(1) 認可保育所等の種類	5
(2) 連携園	6
(3) 認可外保育施設とは	6
4 保育所等マップ・詳細一覧	
(1) 認可保育所一覧 保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業	8
(2) 保育所・認定こども園エリア別詳細	9
(3) 地域型保育事業エリア別詳細	13
(4) お子さんの預け先の選択	14
5 認可外保育施設（企業主導型を含む）	15
6 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	
(1) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）マップ	16
(2) 私立幼稚園 詳細一覧	17
(3) 認定こども園（幼稚園部分） 詳細一覧	17
(4) 幼稚園類似施設	18
7 認可保育所等の入所申請に必要な書類	
(1) 全員提出が必要な共通書類	19
(2) 保護者ひとりずつの『保育を必要とする事由』がわかる書類	19
(3) 申請する児童や世帯の状況で必要になる書類	20
8 市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請	
(1) 茅ヶ崎市民が市外の認可保育所等の入所申請をする	21
(2) 茅ヶ崎市民以外が茅ヶ崎市の認可保育所等の入所申請をする	21
9 認可保育所等入所申請受付方法	22
10 認可保育所等入所申請受付スケジュール	
(1) 令和9年2月・3月・4月に入所を希望する場合	23
(2) 年度途中の入所を希望する場合	23
(3) 令和8年度・令和9年度認可保育所等入所申請(電子)受付スケジュール一覧	24
(4) 申請書の有効期限	24
(5) 保育所入所待機通知書が発行できる時期	25
(6) 申請の注意事項	25
(7) 入所決定後（内定）から入所までの間の注意事項	26
(8) 内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合	26
11 認可保育所等入所利用調整	
(1) 認可保育所等入所利用調整基準	27
(2) 基本指数	27
(3) 調整指数	29
12 認可保育所等の保育料・副食費	
(1) 利用する施設の種類ごとの利用料（保育料）無償化	31
(2) 0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の保育料（利用者負担額）基準額表	32
(3) 保育料の算定方法	33
(4) 祖父母が同居している場合の算定方法	33
(5) 仮算定	33
(6) 保育料の算定期限	34
(7) 副食費が免除になる世帯	34
(8) 保育料・副食費の注意点	34
13 認可保育所等に在園中のルール	35
14 在園中に下の子が生まれることになったとき	
(1) 育児休業に伴う入所継続制度とは	36
(2) 入所継続のための提出書類	36
(3) 制度を利用する際の注意点	36
(4) 地域型保育事業に在園の方	36
15 子育てのための施設等利用給付認定	
(1) 子育てのための施設等利用給付認定における認定区分	37
(2) 申請受付の方法と注意点	37
16 こども誰でも通園制度	
(1) 対象児童	38
(2) 利用までの流れ	38
(3) 利用時間と利用料金	38
(4) 利用料減免	38
(5) 留意事項	38
17 休日等保育	
(1) 実施施設・利用料金等	39
(2) 利用できる方の条件	39
(3) 利用当日の注意	39
(4) 登録・利用方法	39
18 病後児保育	40
19 一時預かり事業	41
20 公立保育園再編整備方針（令和7年8月策定）	
(1) 策定の趣旨	41
(2) 方針の概要	41
(3) 各公立保育園再編整備について	41



1 認可保育所等を利用するための基本的な流れ



保育の必要性を確認しよう

認可保育所等は、保護者が就労などにより「児童を自宅で保育できない場合」に、保護者に代わって児童の保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り認可保育所等を利用することができます。

詳細

P.3 から



自宅や職場などから通える保育所等を探そう

利用時間によっては預けられる施設は保育所だけでなく、認定こども園や認可外保育施設などもあります。施設の種類の知り選択肢を広げましょう。受け入れ月齢、雨の日の送迎も含めた送迎手段の確認、車送迎の可否、連携園の設定も確認しましょう。保育課、保育コンシェルジュに相談することもできます。

詳細

P.5 から



お子さんと一緒に見学に行こう

大切なお子さんを長くて6年間預ける場所です。
保育の内容、施設の雰囲気や園児の様子、入所にあたり準備するものや入所後にかかる費用などは施設によって異なるのでしっかり確認しましょう。

詳細

P.7 から



認可保育所等入所申請をしよう

申請書や保育の必要性の分かる書類に不備がないか自身で確認し、必要書類を揃えましょう。
保育の必要性の程度を「認可保育所等入所利用調整基準」に基づき点数化して優先順位を付け、点数が高い方から入所となります。申請者の希望や施設の状況をふまえて、市が入所審査を行います。先着順ではありません。入所希望する施設は最大6施設まで選択できるので、なるべく多くの施設に入所希望するよう検討してください。

※入所を希望する月の初日時点で希望する認可保育所等の受入月齢を満たしている必要があります。

詳細

P.19 から



入所審査による「内定」と「待機」

入所審査の結果は、毎月20日前後に決まります。(2月1次、3月1次、4月入所は異なります)
待機の場合は、初回月のみ待機通知書を郵送します。内定になった場合は保育所との入園前面談を済ませ、慣らし保育の日程調整を行ってください。
待機の場合は、申請した年度末(2月1次、3月1次、4月入所は異なります)まで毎月審査にかかります。希望園の変更を行う場合は、各月の追加書類受付締切日までに変更連絡届を提出してください。

※審査結果にかかわらず「教育・保育給付認定通知書」が送付されます。すでに1号認定を受けている場合、認可保育所等に入所するまで「教育・保育給付認定通知書」の送付はありません。

詳細

P.25 から



入所したら適正利用をしよう

保育の必要性に合わせて、保育が必要な時間のみ預けることができます。保育の必要性などに変更が生じた場合は速やかに保育課や施設に相談してください。

詳細

P.35 から

2 認可保育所等を利用するための認定

(1) 施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分

保育所等の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、「保育の必要性」の有無と児童の年齢によって下記の3つの区分に認定されます。

認定区分	保育所等の種類	児童の年齢	保育の必要性の有無
1号	幼稚園※・認定こども園（幼稚園部分）※	満3歳以上	保育の必要性は不要
2号	保育所・認定こども園（保育所部分）	満3歳以上	保護者の就労や疾病等の理由で保育の必要がある
3号	保育所（地域型保育事業含）・認定こども園（保育所部分）	満3歳未満	

※ 子育てのための施設等利用給付認定（幼稚園のうち私学助成幼稚園の教育時間、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）で実施する預かり保育等）に関する区分は、P.37 をご覧ください。

(2) 保育の必要性（提出書類などの詳細は P.19 を確認してください）

教育・保育給付認定を受けるには、保護者のいずれもが以下の**保育を必要とする事由**に該当している必要があります。

就労	求職活動	就学※ ¹	疾病・障がい
保護者が就労している （月64時間以上） ～入所できる期間～ 就労が継続している間	保護者が求職活動中である ～入所できる期間～ 認定開始から60日後の 日が属する月末まで	保護者が学校や職業訓練校 に就学している ～入所できる期間～ 在学・職業訓練期間中	保護者が病気やケガ、心身 に障がいがある ～入所できる期間～ 疾病等が回復するまで
介護・看護	妊娠・出産	災害復旧	虐待・DV
保護者が同居親族の介護・看護 をしている ※長期入院・入所の場合含む ～入所できる期間～ 介護等の必要がなくなる まで	母親が出産の前後である ～入所できる期間～ 出産予定日の6週間前 （多胎妊娠の場合は14 週間前）の日の月初から、 出産日の8週間後の翌日 を含む月末まで	保護者が地震・災害等の復 旧にあたっている ～入所できる期間～ 災害から復旧するまで	虐待やDVのおそれがある ～入所できる期間～ 必要と認められる期間
就労（育児休業）	その他	なお、条件を満たせない場合は、原則、 「認定取消」・「退園」になります。	
育児休業取得中に、現に保育 を利用している子どもの入 所継続利用が必要である ～入所できる期間～ 出生児の1歳到達日の 月末まで※出生児がやむ なく待機になった場合は 2歳到達日の月末まで	その他の状況でお子さんの 保育ができない場合 ～入所できる期間～ 必要と認められる期間		

※1

・学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合
・職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合

(3) 認可保育所等を利用できる時間

保育を必要とする事由や保護者の就労状況等を認定基準に照らし合わせて区分を決定します。原則、認定された通常保育時間のうち「保育が必要な時間」に認可保育所等を利用し、適正利用にご協力ください。

【標準時間認定】

月 1 2 0 時間以上の就労等をしている方

7:00	18:00 以降
通常保育時間は最長 11 時間	延長保育
標準時間認定の保育料	延長保育料

- 湘南やまゆり幼稚園、湘南やまゆり第二幼稚園、湘南マドカ幼稚園、恵泉幼稚園の通常保育時間は 7:30 から 18:30 までです。延長保育はありません。
- 朝日ルート 1 保育園の通常保育時間は 7:30 から 18:30 までです。

【短時間認定】

月 1 2 0 時間未満の就労等をしている方
求職活動中の方、家庭的保育事業を利用の方
育児休業に伴う入所継続制度を利用中の方

7:00	8:30	16:30 以降
延長保育	通常保育時間は最長 8 時間	延長保育
延長保育料	短時間認定の保育料	延長保育料

- 月 120 時間未満の就労の場合でも、送迎時間等により標準時間認定となる場合があります。
- 家庭的保育事業は、8:30 から 17:00 までのうちの 8 時間（短時間認定）となります。

※延長保育は、認定された時間を超えて保育が必要な場合に利用することができます。利用した場合は、保育料とは別に延長保育料と間食（おやつ）代などが発生します。延長保育の時間や料金は施設によって異なりますので、事前に各施設にご確認ください。

(4) クラス年齢の確認

クラス年齢は 4 月 1 日現在の年齢で決定し、年度内に誕生日を迎えても変わりません。受け入れ月齢に達していない保育所を選択した場合は自動的に審査対象外となり、月齢が達した月から自動的に審査対象として審査します。クラス年齢と受け入れ月齢は申請前に保護者の方で確認してください。

クラス年齢	<令和 8 年度クラス年齢 生年月日>	<令和 9 年度クラス年齢 生年月日>
0 歳児クラス	令和 7 (2025) 年 4 月 2 日以降	令和 8 (2026) 年 4 月 2 日以降
1 歳児クラス	令和 6 (2024) 年 4 月 2 日～令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	令和 7 (2025) 年 4 月 2 日～令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 5 (2023) 年 4 月 2 日～令和 6 (2024) 年 4 月 1 日	令和 6 (2024) 年 4 月 2 日～令和 7 (2025) 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 4 (2022) 年 4 月 2 日～令和 5 (2023) 年 4 月 1 日	令和 5 (2023) 年 4 月 2 日～令和 6 (2024) 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 3 (2021) 年 4 月 2 日～令和 4 (2022) 年 4 月 1 日	令和 4 (2022) 年 4 月 2 日～令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	令和 2 (2020) 年 4 月 2 日～令和 3 (2021) 年 4 月 1 日	令和 3 (2021) 年 4 月 2 日～令和 4 (2022) 年 4 月 1 日

(5) 医療的ケアが必要なお子さんの申請

医療的ケアが必要なお子さんの入所可能時期は原則 4 月 1 日とします。

例年 8 月頃から、市ホームページで受入可能実施園の公表を行い、9 月上旬までに事前相談を実施しています。事前相談は必須です（予約が必要）。

市ホームページで詳細をご確認の上、保育課までご連絡ください。

詳細は市ホームページ



3 認可保育所等の種類

(1) 認可保育所等の種類 (P.7~14)

認可保育所等は国が定めた基準を満たし、都道府県や市区町村から認可されている保育施設です。
利用にあたっては教育・保育給付認定 (P.3) が必要で、入所の可否は市区町村の選考・基準により決定します。

● 保育所

国が定めた基準を満たし、都道府県から認可された施設です。保育が必要な児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでで、定員は20名以上です。

○ 地域型保育事業

国が定めた基準を満たし、市区町村から認可されている施設です。少人数を対象に、きめ細やかな保育を行います。市内には「小規模保育事業」、「事業所内保育事業 (地域枠)」、「家庭的保育事業」があります。

原則として2歳児クラスまでの利用になりますが、3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「連携園」が設定されており、連携園への入所が可能となります。(「連携園」詳細 P.6)

小規模保育事業

少人数(6名から19名まで)を対象に、きめ細やかな保育を実施する施設です。一部の施設には、「連携園」が設定されています。

事業所内保育事業 (地域枠)

会社の保育施設等で3歳未満の従業員の子ども(従業員枠)と地域で保育を必要とする子ども(地域枠)を対象に保育を行う施設です。地域枠に入所している児童が3歳児クラス以降も保育を希望する場合の「連携園」が設定されています。

家庭的保育事業

一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅などで少人数(3名から5名まで)を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。生後6週間から入所が可能で、「連携園」が設定されています。
申請前の見学が必須です。

● 認定こども園 (保育所部分)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った地域の子育て支援を行う施設で、対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでです。

幼稚園部分 (P.16) に入園する場合 (1号認定) と、保育所部分 (P.7~14) に入所する場合 (2・3号認定) で申請方法が異なります。幼稚園部分の利用を希望する場合は、各施設に直接申請してください。保育所部分の利用を希望する場合は、保育課へ申請してください。

市内の認定こども園は、次の4つの類型に分かれています。

幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園
幼稚園としての認可を有し、保育所機能を備えている	保育所としての認可を有し、幼稚園機能を備えている
幼保連携型認定こども園	地方裁量型認定こども園
幼保連携型認定こども園としての認可を有している	保育所・幼稚園いずれの認可も有さず、保育所と幼稚園の機能を備えている

(2) 連携園について

地域型保育事業は2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラス以降の預け先である連携園（事業所内保育事業は地域枠に限る。）の設定を進めています。連携園が設定されている場合、3歳児クラス以降は連携園に入所することが可能です。連携園がない一部施設に入所した児童は、翌年4月の入所申請が必要です。

※連携園及び連携枠数については入所後に変動する場合があります。

① 連携園が1園のみ設定されている施設への入所
連携園に入所することができます。
② 連携園が複数設定されている施設への入所
希望の連携園を選択できます。ただし、受け入れ枠数に対して希望者が多数の場合、認可保育所等入所利用調整基準に基づいて市が審査し、連携入所決定をするため、第1希望の連携先に入所できないことがあります。また、設定された一部の施設への入所を希望する場合は、入所調整の結果、待機になる可能性があります。
③ 連携園の設定がない施設への入所
翌年4月以降も認可保育所等の入所を希望する場合は、翌年4月の入所申請が必要です。 4月入所審査では「調整指数【施設利用の状況による調整指数】8点加点（P30）」の対象となり、4月1次入所審査では優先して調整を行います。ただし、認可保育所等への入所をお約束するものではありません。

【 連携入所・調整指数加点の対象となる児童 】

地域型保育事業は、当該年度の卒園児のうち連携園に入所する児童、優先入所調整を受ける児童数を9月頃に確定させています。そのため、地域型保育事業に2歳児クラスの10月1日以降に入所した場合は、原則、入所した年度末までの利用となり、上記①～③の対象にはなりません。3歳児クラス以降も保育を希望する場合は、改めて認可保育所等への入所申請が必要です。

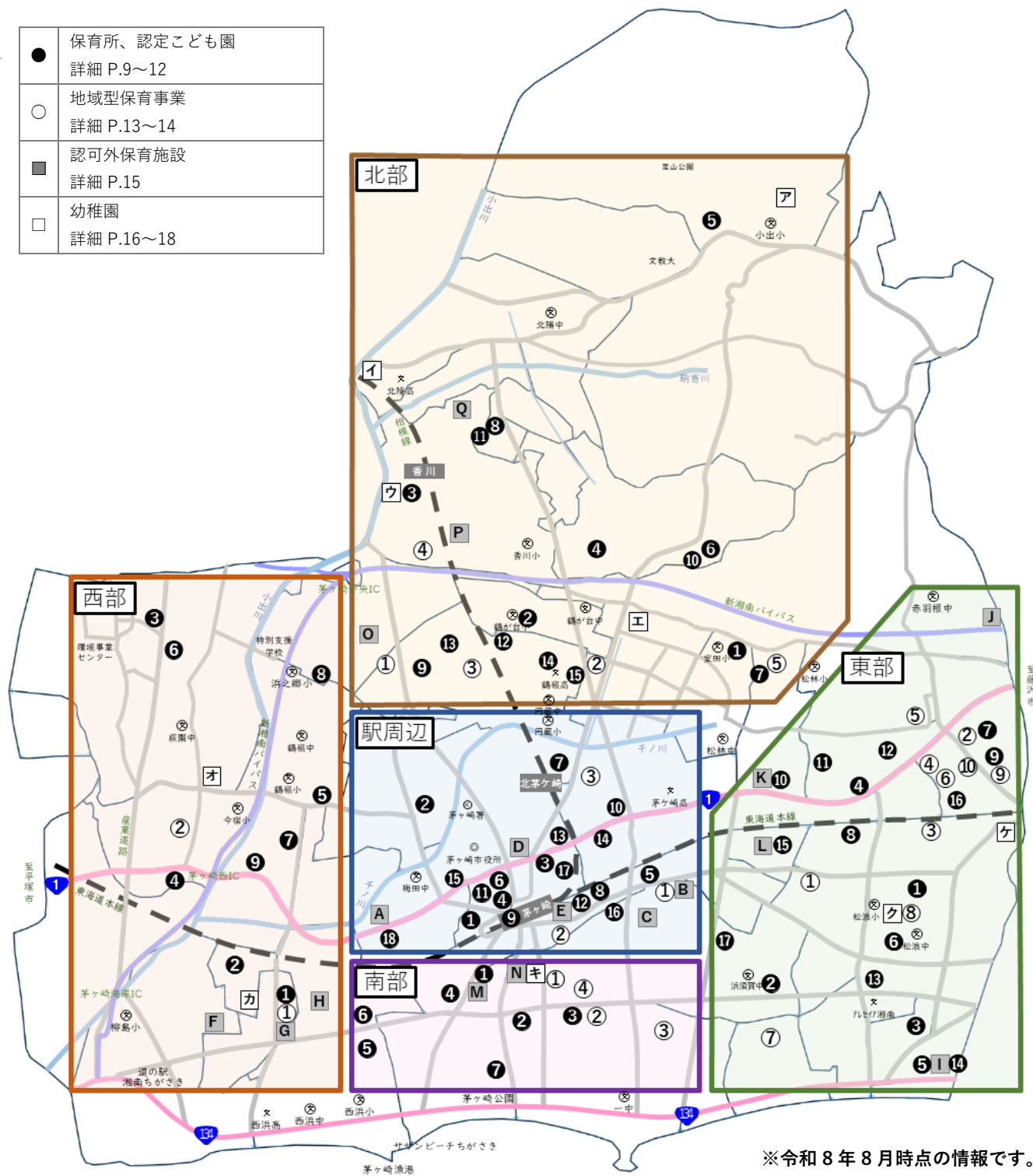
ただし、連携園が設定されていて、入所する児童に余裕のある場合に限り、地域型保育事業を卒園後も連携園に入所が可能です。

(3) 認可外保育施設とは（P.15）

■ 認可外保育所
国が定める基準は満たしていないが、各都道府県が定める基準に基づいて、知事への届出を行っている施設です。 保護者の多様化するニーズにこたえたり、特色ある保育を提供したりしている施設もあります。 入所希望の方は <u>施設に直接申請してください</u> 。申請方法、空き状況、利用料金等についても、施設にお問い合わせください。
■ 企業主導型保育所
企業が自社の従業員のために事業所内や周辺に設置した保育所です。自社従業員の子どもだけでなく、地域住民の子どもを受け入れています。

4 保育所等マップ・詳細一覧

●	保育所、認定こども園 詳細 P.9～12
○	地域型保育事業 詳細 P.13～14
■	認可外保育施設 詳細 P.15
□	幼稚園 詳細 P.16～18



保護者の負担をぐっと減らす！ 園のサービスまるわかりガイド

連絡ツールのアプリを活用、キャッシュレス利用、駐車場の有無、おもつのサブスクの実施、敷布団やシーツの用意など園の特色を事前にチェック！



ここdeサーチ

施設の場所や運営内容の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム『ここdeサーチ』でも検索できます。



保活ワンポータル

こども家庭庁が提供する、保育施設の情報収集や見学予約などをオンラインで行える保護者向けの全国共通サービスです。市内施設の情報・手続きは順次更新されます。



(1) 認可保育所一覧 保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業



※令和8年8月時点の情報です。

駅周辺エリア			
① 茅ヶ崎保育園	② レイモンド茅ヶ崎保育園	③ アスク茅ヶ崎保育園	④ 湘南アイルド茅ヶ崎保育園
⑤ アスク茅ヶ崎さざん保育園	⑥ 茅ヶ崎ゆめいろ保育園	⑦ ぽかぽか保育園	⑧ マミー保育園茅ヶ崎
⑨ メリー★ポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム	⑩ こたりの詩保育園	⑪ 茅ヶ崎ひよこ保育園	⑫ 茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園
⑬ ウェルネス保育園茅ヶ崎	⑭ ミラツ湘南茅ヶ崎保育園	⑮ 朝日ルート1保育園	⑯ 幼稚園型認定こども園 聖鳩(みはと)幼稚園
⑰ 保育所型認定こども園 まなびの森 こども園茅ヶ崎	⑱ 幼保連携型認定こども園 十間坂こども園	① 小規模保育事業 わかまつキッズ ROOM	② 小規模保育事業 さくら保育ルーム
③ 小規模保育事業 ちがさきアカシア保育園			

東部エリア			
① 小和田保育園〈公立〉 ※R13年4月～民間移管	② 浜須賀保育園〈公立〉	③ フィートリッチ・フィールズ・ 緑が浜	④ まなびの森 茅ヶ崎こども園
⑤ 汐見台キッズステージ	⑥ 松浪れいらに保育園	⑦ まなびの森保育園辻堂	⑧ 湘南辻堂はないろ保育園
⑨ 湘南辻堂はないろ保育園分園	⑩ サンキューアーリーキッズ保育園 R9.3まで小規模保育事業 ※ Thank you キッズ分園舎	⑪ 保育所型認定こども園 松林こころえん	⑫ 幼保連携型認定こども園 茅ヶ崎松若こども園
⑬ 幼保連携型認定こども園 平和学園幼稚園	⑭ 地方裁量型認定こども園 湘南幼児学園	⑮ 保育所型認定こども園 まなびの森 茅ヶ崎もりのこども園	⑯ 保育所型認定こども園 まなびの森 辻堂もりのこども園
⑰ 幼保連携型認定こども園 松が丘こども園	① 小規模保育事業 マザーグース保育ルーム	② 小規模保育事業 HANA I みらい愛育園 赤松町	③ 小規模保育事業 ピノキオ幼児舎辻堂園
④ 小規模保育事業 HANA I みらい愛育園 本宿町	⑤ 小規模保育事業 MIRATZ 湘南辻堂保育園	⑥ 小規模保育事業 サクラフェリーチェ保育園・辻堂	⑦ 小規模保育事業 hareirokids 松が丘保育園
⑧ 小規模保育事業 hareirokids 松浪保育園	⑨ 小規模保育事業 キッズプレイス辻堂	⑩ 小規模保育事業 R9.4～ ※ キッズプレイス辻堂赤松通り	
※⑩ 令和9年4月より[小規模保育事業]から[保育所]に移行、同時に施設名称を変更		※⑩ 令和9年4月新規開園予定	

西部エリア			
① 浜見平保育園〈公立〉	② 青和保育園	③ 萩園愛児園	④ うーたん保育園
⑤ 鶴嶺フェルマータ保育園	⑥ ぼとふ茅ヶ崎保育園	⑦ 鶴嶺くじら保育園	⑧ 幼保連携型認定こども園 西久保こども園
⑨ 幼保連携型認定こども園 梅雲こども園	① 小規模保育事業 マザーグース BRANCH茅ヶ崎2保育園	② 家庭的保育事業 とまとさんの保育室	

南部エリア			
① 中海岸保育園〈公設民営〉	② すまいるステーション保育園	③ ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園	④ HANA I みらい保育園 サザン通り
⑤ 幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園	⑥ 幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり	⑦ 幼稚園型認定こども園 R9.4～ 恵泉幼稚園 ※	① 小規模保育事業 ゆうゆう保育園
② 小規模保育事業 かもめ保育園	③ 小規模保育事業 ゆめの木ほいくえん	④ 家庭的保育事業 よちよち保育室	
※⑦ 令和9年4月より[幼稚園]から[認定こども園]に移行			

北部エリア			
① 室田保育園〈公立〉	② 鶴が台保育園〈公立〉 ※R13年3月閉園、R9は0・1歳児クラス廃止	③ 香川保育園〈公立〉	④ なぎさ保育園
⑤ 芹沢保育園	⑥ なぎさ第二保育園	⑦ 湘南くすの木保育園	⑧ 湘南なでしこ保育園
⑨ あおぞら輝き保育園	⑩ 渚ピクニック (なぎさ第二保育園分園)	⑪ 湘南なでしこ保育園分園	⑫ 幼稚園型認定こども園 湘南やまゆり幼稚園
⑬ 幼稚園型認定こども園 湘南やまゆり第二幼稚園	⑭ 幼稚園型認定こども園 湘南マドカ幼稚園	⑮ 保育所型認定こども園 レイモンド湘南こども園	① 小規模保育事業 Thank youキッズ保育園
② 小規模保育事業 おひさまキッズアカデミー	③ 小規模保育事業 みらいしょうなん保育園	④ 家庭的保育事業 ふれ～ず保育室	⑤ 事業所内保育事業 湘南くすの木 けん



(2) ●保育所・認定こども園エリア別詳細

※令和8年8月時点の情報です。

駅周辺エリア ● [保育所、認定こども園（保育所部分）]						
[施設種別]	園番号／施設名	所在地／☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場
①	[保育所] 1200014 茅ヶ崎保育園	新栄町 3-32 ☎0467-82-3030	6 か月	90	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし
②	[保育所] 1200030 レイモンド茅ヶ崎保育園	矢畑 782-3 ライオンズ茅ヶ崎 ザ・アイランズ 1 街区 1F ☎0467-59-5006	6 か月	40	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり
③	[保育所] 1200033 アスク茅ヶ崎保育園	元町 7-42 ☎0467-59-4550	57 日目	90	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～18:00	なし
④	[保育所] 1200035 湘南アイルド茅ヶ崎保育園	新栄町 10-4 2F ☎0467-84-2311	6 か月	80	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし
⑤	[保育所] 1200036 アスク茅ヶ崎さざん保育園	若松町 2-20 1F ☎0467-84-5055	57 日目	90	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～18:00	あり
⑥	[保育所] 1200038 茅ヶ崎ゆめいろ保育園	新栄町 12-12 1F ☎0467-82-1119	6 か月	53	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	なし
⑦	[保育所] 1200040 ぽかぽか保育園	茅ヶ崎 234-1 2F ☎0467-55-2032	1 歳児クラス	30	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～19:30	あり
⑧	[保育所] 1200041 マミー保育園茅ヶ崎	幸町 9-11 ☎0467-82-3517	1 歳児クラス	36	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	なし
⑨	[保育所] 1200045 メリー★ポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム	元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎内 ☎0467-53-7690	57 日目	60	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	なし
⑩	[保育所] 1200046 こたりの詩保育園	本村 4-19-26 ☎0467-38-6820	57 日目	90	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	なし 車送迎禁止
⑪	[保育所] 1200047 茅ヶ崎ひよこ保育園	新栄町 13-45 陽北ビル ☎0467-84-9761	57 日目	53	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～19:30	なし
⑫	[保育所] 1200051 茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園	幸町 5-8 茅ヶ崎メディカルケア センター1F ☎0467-81-4153	1 歳児クラス	36	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00 (土曜はゆめいろ本園)	あり
⑬	[保育所] 1200056 ウェルネス保育園茅ヶ崎	茅ヶ崎 2-7-71 イオンスタイル湘南茅ヶ崎内 ☎0467-58-5260	57 日目	77	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	あり 専用でない ため問合せ
⑭	[保育所] 1206570 ミラッツ湘南茅ヶ崎保育園	本村 1-2-14 医療モール湘南 2・3 階 ☎0467-53-9732	57 日目	60	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	なし
⑮	[保育所] 1206572 朝日ルート 1 保育園	茅ヶ崎 1-2-66 ☎0467-81-3907	1 歳児クラス	70	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	あり
⑯	[幼稚園型認定こども園] 3200092 聖鳩（みはと）幼稚園 ※施設に入所費用等の確認必須	東海岸北 3-10-4 ☎0467-82-2573	3 歳児クラス	15	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	あり
⑰	[保育所型認定こども園] 3206568 まなびの森 こども園茅ヶ崎	元町 9-19 ☎0467-38-5816	57 日目	90	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～19:00	なし
⑱	[幼保連携型認定こども園] 3206679 十間坂こども園	十間坂 2-2-13 ☎0467-87-1256	6 か月	120	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 路上待機 禁止

東部エリア

● [保育所、認定こども園（保育所部分）]

【施設種別】 園番号／施設名		所在地／☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場
①	[保育所] 1100001 小和田保育園 〈公立〉 ※令和 13 年 4 月に民間移管	松浪 1-8-4 ☎0467-82-8571	6 か月	90	平日 7:00～19:00	なし
					土曜 7:00～19:00	
②	[保育所] 1100006 浜須賀保育園 〈公立〉	松が丘 2-8-60 ☎0467-87-2034	6 か月	150	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
③	[保育所] 1200021 フィートリッチ・フィールズ・緑が浜	緑が浜 7-52 ☎0467-86-0147	6 か月	130	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
④	[保育所] 1200026 まなびの森 茅ヶ崎こども園	小和田 1-16-52 ☎0467-51-7727	6 か月	60	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑤	[保育所] 1200032 汐見台キッズステージ	汐見台 3-11 ☎0467-83-0700	6 か月	72	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑥	[保育所] 1200042 松浪れいらに保育園	松浪 2-3-28 ☎0467-81-5817	57 日目	100	平日 7:00～20:00	なし 車送迎禁止
					土曜 7:00～20:00	
⑦	[保育所] 1200049 まなびの森保育園辻堂	赤松町 5-33 ☎0467-38-4512	6 か月	140	平日 7:00～20:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑧	[保育所] 1200054 湘南辻堂はないろ保育園	出口町 10-3 ☎0467-55-5890	57 日目	58	平日 7:00～19:30	あり
					土曜 7:00～19:30	
⑨	[保育所] 1206699 湘南辻堂はないろ保育園分園	赤松町 13-41 ☎0467-55-8581	57 日目	41	平日 7:00～19:30	なし 車送迎禁止
					土曜 7:00～19:30	
⑩	[保育所] 1206767 サンキューアーリーキッズ保育園 ※令和 9 年 4 月に保育所に移行 令和 9 年 3 月まで 【小規模保育事業】Thank you キッズ分園舎 令和 8 年 10 月以降に入所した児童は、 【サンキューアーリーキッズ保育園に進級】	松林 1-16-33-3 こどもたちのみらい館 ☎0467-81-3811	令和 9 年度		平日 7:00～19:00	あり
			1 歳児クラス	39		
			令和 8 年度		土曜 7:00～19:00	
			1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	15		
⑪	[保育所型認定こども園] 3200019 松林こころえん	小和田 1-5-36 ☎0467-52-5560	6 か月	120	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
⑫	[幼保連携型認定こども園] 3200087 茅ヶ崎松若こども園	小和田 2-12-47 ☎0467-33-5188	6 か月	130	平日 7:00～19:00	なし 車送迎禁止
					土曜 7:00～18:00	
⑬	[幼保連携型認定こども園] 3200088 平和学園幼稚園 ※施設に入所費用等の確認必須	富士見町 5-2 ☎0467-87-1661	1 歳児クラス	80	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑭	[地方裁量型認定こども園] 3206130 湘南幼児学園 ※施設に入所費用等の確認必須	汐見台 3-15 ☎0467-83-2079	3 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00	なし
					土曜 7:00～19:00	
⑮	[保育所型認定こども園] 3206567 まなびの森 茅ヶ崎もりのこども園	ひばりが丘 4-30 ☎0467-87-3325	57 日目	90	平日 7:00～20:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑯	[保育所型認定こども園] 3206569 まなびの森 辻堂もりのこども園	本宿町 10-26 ☎0467-38-8350	57 日目	59	平日 7:00～20:00	なし 車送迎禁止
					土曜 7:00～19:00	
⑰	[幼保連携型認定こども園] 3206678 松が丘こども園	松が丘 1-1-72 ☎0467-86-5895	6 か月	120	平日 7:00～19:00	なし
					土曜 7:00～18:00	

西部エリア ● [保育所、認定こども園（保育所部分）]						
[施設種別] 園番号／施設名		所在地／☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場
①	[保育所] 1100003 浜見平保育園 〈公立〉	浜見平 11-1 ☎0467-83-1011	57 日目	120	平日 7:00～19:00	ハマミーナ BRANCH 茅ヶ崎 2
					土曜 7:00～19:00	
②	[保育所] 1200018 青和保育園	松尾 8-23 ☎0467-82-1777	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
③	[保育所] 1200023 萩園愛児園	萩園 3800 ☎0467-86-5894	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
④	[保育所] 1200031 うーたん保育園	今宿 473-1 ☎0467-84-4010	6 か月	72	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑤	[保育所] 1200055 鶴嶺フェルマータ保育園	浜之郷 436-1 ☎0467-84-9564	57 日目	59	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑥	[保育所] 1206571 ぼとふ茅ヶ崎保育園	萩園 1230 東総ビル 2F-A ☎0467-84-0606	57 日目	60	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑦	[保育所] 1206676 鶴嶺くじら保育園	下町屋 3-4-29 ☎0467-53-7580	57 日目	40	平日 7:00～19:00	専用でない ため問合せ
					土曜 7:00～19:00	
⑧	[幼保連携型認定こども園] 3206680 西久保こども園	西久保 596-7 ☎0467-87-0311	6 か月	120	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑨	[幼保連携型認定こども園] 3206681 梅雲こども園	下町屋 2-14-15 ☎0467-85-5560	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	

南部エリア ● [保育所、認定こども園（保育所部分）]						
[施設種別] 園番号／施設名		所在地／☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場
①	[保育所] 1100007 中海岸保育園 〈公設民営〉 ※令和 10 年 4 月に民間移管	中海岸 1-2-42 ☎0467-59-1530	57 日目	120	平日 7:00～20:00	あり
					土曜 7:00～20:00	
②	[保育所] 1200039 すまいるステーション保育園	東海岸南 1-4-6 ☎0467-84-9646	57 日目	51	平日 7:00～19:30	あり
					土曜 7:00～19:30	
③	[保育所] 1200048 ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園	東海岸南 2-6-9 茅ヶ崎共生ビル 2 階 C 号室 ☎0467-57-6151	6 か月	58	平日 7:00～20:00	なし
					土曜 7:00～20:00	
④	[保育所] 1206374 HANAI みらい保育園 サザン通り	共恵 2-3-17 ☎0467-84-7711	57 日目	43	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑤	[幼保連携型認定こども園] 3206677 ひまわり愛児園	南湖 4-13-30 ☎0467-82-4441	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
⑥	[幼保連携型認定こども園] 3206682 ひまわり愛児園分園プリエールひまわり ※3 歳児クラスから南部⑤に通園	南湖 4-4-5 ☎0467-82-4441	6 か月～ 2 歳児クラス	20	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
⑦	[幼稚園型認定こども園] 3206768 恵泉幼稚園 ※令和 9 年 4 月に幼稚園から認定こども園に移行 ※施設に入所費用等の確認必須 ※1 号・2 号ともに土曜日は休園 ※令和 9 年度の 2 号認定は 3 歳児クラスのみ受入れ	中海岸 3-1-19 ☎0467-82-3023	3 歳児クラス	25 R 9 年 度 3 歳 児 クラ ス の み	平日 7:30～18:30	あり
					土曜日 休園	

北部エリア ● [保育所、認定こども園（保育所部分）]						
【施設種別】 園番号／施設名		所在地／☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場
①	室田保育園 〈公立〉 [保育所] 1100002	室田 1-3-13 ☎0467-53-1225	6 か月	60	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
②	鶴が台保育園 〈公立〉 [保育所] 1100004 ※令和 13 年 3 月末閉園。※令和 9 年度 0・1 歳児受入停止	鶴が台 10-8 ☎0467-51-0782	R8:1 歳児～ R9:2 歳児～	90	平日 7:00～19:00	なし
					土曜 7:00～19:00	
③	香川保育園 〈公立〉 [保育所] 1100005	香川 4-46-1 ☎0467-57-6002	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
④	なぎさ保育園 [保育所] 1200016	甘沼 898 ☎0467-52-0008	6 か月	100	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑤	芹沢保育園 [保育所] 1200025	芹沢 1056 ☎0467-51-3669	6 か月	60	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑥	なぎさ第二保育園 [保育所] 1200027	甘沼 244-3 ☎0467-52-7009	6 か月	90	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
⑦	湘南くすの木保育園 [保育所] 1200028	松林 3-4-5 ☎0467-50-1125	6 か月	96	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑧	湘南なでしこ保育園 [保育所] 1200029	みずき 4-24-17 ☎0467-52-7405	3 歳児クラス	54	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑨	あおぞら輝き保育園 [保育所] 1200043	円蔵 2108-4 ☎0467-73-8076	6 か月	37	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑩	渚ピクニック（なぎさ第二保育園分園） [保育所] 1200044 ※3 歳児クラスから北部⑥に通園	甘沼 252-1 ☎0467-52-7009(北部⑥に連絡)	6 か月～ 2 歳児クラス	21	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～18:00	
⑪	湘南なでしこ保育園分園 [保育所] 1200050 ※3 歳児クラスから北部⑧に通園	香川 7-7-1 ※北部⑧向かい ☎0467-39-6006	6 か月～ 2 歳児クラス	42	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	
⑫	湘南やまゆり幼稚園 [幼稚園型認定こども園] 3200089 ※施設に入所費用等の確認必須	円蔵 2-14-12 ☎0467-51-4297	3 歳児クラス	10	平日 7:30～18:30	あり
					土曜 7:30～18:30	
⑬	湘南やまゆり第二幼稚園 [幼稚園型認定こども園] 3200090 ※施設に入所費用等の確認必須	円蔵 2350 ☎0467-85-2146	3 歳児クラス	20	平日 7:30～18:30	あり
					土曜 7:30～18:30	
⑭	湘南マドカ幼稚園 [幼稚園型認定こども園] 3200091 ※施設に入所費用等の確認必須	円蔵 1-20-15 ☎0467-54-2363	3 歳児クラス	20	平日 7:30～18:30	あり
					土曜 7:30～18:30	
⑮	レイモンド湘南こども園 [保育所型認定こども園] 3206566	円蔵 1-19-50 ☎0467-50-0421	6 か月	60	平日 7:00～19:00	あり
					土曜 7:00～19:00	

最新の施設情報について

保育所等のしおりに記載している施設情報は、令和 8 年 8 月時点の情報です。施設情報は変更になる場合もありますので、詳細は必ず施設にお問い合わせください。特に、土曜日の利用と延長保育の利用に関しては、職員配置に関わるが多いため、頻繁に利用する希望がある場合は、見学時など、事前に施設にご相談ください。



(3) 地域型保育事業エリア別詳細

※令和8年8月時点の情報です。

駅周辺エリア ● [小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業]

[施設種別] 園番号/施設名	所在地/☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場	連携園
① [小規模保育事業] 4200070 わかまつキッズ ROOM	若松町 19-19 1C ☎0467-38-4228	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	東部②浜須賀保育園
② [小規模保育事業] 4200077 さくら保育ルーム	幸町 20-12 ☎0467-81-4898	3 か月～ 2 歳児クラス	17	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	駅周辺⑤アスクさざん(2名) 駅周辺⑬聖鳩幼稚園(5名)
③ [小規模保育事業] 4206732 ちがさきアカシア保育園	本村 5-3-34 ☎0467-73-8889	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	設定なし

東部エリア ● [小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業]

[施設種別] 園番号/施設名	所在地/☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場	連携園
① [小規模保育事業] 4200071 マザーグース保育ルーム	美住町 2-10 ☎0467-59-1157	57 日目～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	あり	東部⑬平和学園幼稚園
② [小規模保育事業] 4200074 HANA I みらい愛育園 赤松町	赤松町 1-37 ☎0467-26-2201	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	東部⑫茅ヶ崎松若こども園
③ [小規模保育事業] 4200080 ピノキオ幼児舎辻堂園	浜竹 1-14-1-102 アドヴァンズフジ ☎0467-83-8355	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	なし	東部⑫茅ヶ崎松若こども園
④ [小規模保育事業] 4200082 HANA I みらい愛育園 本宿町	本宿町 4-22 ☎0467-53-7088	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	東部⑫茅ヶ崎松若こども園
⑤ [小規模保育事業] 4200084 MIRATZ 湘南辻堂保育園	菱沼 3-1-26-101 SHONAN AOYAGI BLD. ☎0467-39-6973	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	なし	東部⑫茅ヶ崎松若こども園
⑥ [小規模保育事業] 4200086 サクラフェリーチェ保育園・ 辻堂	本宿町 6-15 ☎0467-52-5011	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし	東部④茅ヶ崎こども園 東部⑦まなびの森辻堂 東部⑮茅ヶ崎もりのこ 東部⑩辻堂もりのこ
⑦ [小規模保育事業] 4206618 hareirokids 松が丘保育園	松が丘 2-13-5 アマポーラ湘南 1 階 ☎0467-73-9138	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり	設定なし
⑧ [小規模保育事業] 4206619 hareirokids 松浪保育園	松浪 1-5-1 ☎0467-73-9226	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし	設定なし
⑨ [小規模保育事業] 4206622 キッズプレイス辻堂	赤松町 13-23 シエリア湘南辻堂ゲート ハウス 1 階 ☎0467-51-2471	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	16	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし	設定なし
⑩ [小規模保育事業] 4206770 キッズプレイス辻堂赤松 通り	赤松町 4-30 ☎0467-51-2471 開園までは東部⑨に連絡	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	なし	設定なし

西部エリア ● [小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業]

[施設種別] 園番号/施設名	所在地/☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場	連携園
① [小規模保育事業] 4200081 マザーグースBRANCH 茅ヶ崎2保育園	浜見平 3-1 ☎0467-81-4457	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	施設内 駐車場 利用可	西部①浜見平保育園
② [家庭的保育事業] 5200062 とまとさんの保育室	今宿 623-21 ☎090-8111-6009	生後 6 週～ 2 歳児クラス	3	平日 7:30～18:00 土曜 7:30～18:00	あり	西部①浜見平保育園

南部エリア ● [小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業]						
[施設種別]	園番号/施設名	所在地/☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場 連携園
①	[小規模保育事業] 4200076 ゆうゆう保育園	東海岸北 2-1-42 ☎0467-38-6360	3 か月～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 駅周辺⑫ゆめいろ南口分園
②	[小規模保育事業] 4206573 かもめ保育園	東海岸南 2-6-14 長尾ビル ☎0467-81-5410	6 か月～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 南部③ビノキオ茅ヶ崎(5名) 東部②浜須賀保育園(3名)
③	[小規模保育事業] 4206621 ゆめの木ほいくえん	東海岸南 5-4-22 ☎0467-57-4386	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	あり 駅周辺④湘南アイルド(2名) 東部⑦松が丘こども園(1名) 東部④湘南幼児学園の 幼稚園部分(3名)
④	[家庭的保育事業] 5200063 よちよち保育室	東海岸北 2-11-45 鈴木ハイツ 101 ☎0467-85-4822	生後 6 週～ 2 歳児クラス	5	平日 8:00～18:00 土曜 8:00～18:00	あり 東部②浜須賀保育園
北部エリア ● [小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業]						
[施設種別]	園番号/施設名	所在地/☎電話番号	受入月齢	定員	開所時間(延長含む)	駐車場 連携園
①	[小規模保育事業] 4206574 Thank you キッズ保育園	円蔵 2512-7 コンフォール・ タツミ 201 号 ☎080-3560-7650	57 日目～ 2 歳児クラス	19	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 設定なし
②	[小規模保育事業] 4206482 おひさまキッズアカデミー	高田 5-4-36 ☎0467-55-2533	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	18	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	敷地内 駐車場 利用可 設定なし
③	[小規模保育事業] 4206731 みらいしょうなん保育園	円蔵 262-7 ☎0467-73-8883	6 か月～ 2 歳児クラス	12	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 設定なし
④	[家庭的保育事業] 5206045 ふれ～ず保育室	香川 4-20-1 サンライズ湘南 1-A ☎080-7942-1075	生後 6 週～ 2 歳児クラス	5	平日 8:00～18:00 土曜 8:00～18:00	あり 北部③香川保育園
⑤	[事業所内保育事業] 7200069 湘南くすの木 けん	松林 3-4-6 ☎0467-55-8808	2 か月～ 2 歳児クラス	地域枠 9	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	あり 北部⑦湘南くすの木

※地域型保育事業の連携園については P.6 をご確認ください。

(4) お子さんの預け先の選択

市内には認可保育所以外の施設・預け先があります。保育の必要性が無くても、入所が可能な施設、サービスもあります。世帯の状況に合わせて複数ある施設・サービスの中から預け先を選択してください。また、施設の特徴や保育・教育内容などから、お子さんの性格に合わせた預け先を選ぶこともできます。

幼稚園・認定こども園の幼稚園部分

- 例) 保護者に保育の必要性が無くても、教育時間内は預けることができる！
例) 月の合計就労時間が 64 時間未満。日中のお仕事なので、教育時間部分だけ預かってもらいたい！

幼稚園・認定こども園＋預かり保育

- 預かり保育の利用料と無償化の確認をしましょう。
例) 就労は週 5 日だけど教育時間が 16:30 までの施設でも、預かり保育を使えば長い時間預けることができる！
例) 就労は週 3 日、仕事が休みの日でも教育時間内は預けることができる！

認可外保育施設

- 施設が空いていれば今すぐ利用開始できる場合があります。施設に空き情報を確認しましょう。
例) 施設によって特色がたくさん！利用日数や利用時間については就労時間に関わらず相談できる可能性も！

一時預かり・こども誰でも通園制度

- 保育の必要性が無くても一時的に利用可能！
利用開始前に事前登録をしておきましょう。
例) 少し子どもと離れてリフレッシュの時間がほしい！
例) 認可保育所に入所する前に子どもの成長のために預けてみたい！

実際は施設により異なりますので、必ず利用を希望する施設に確認してください。

5 認可外保育施設（企業主導型を含む）



認可外保育施設の利用を希望する方は、**各施設に直接申請してください。**

申請方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

認可外保育施設は市外の施設であっても利用可能ですが、茅ヶ崎市からの保育の必要性の認定が必要な場合があります。

※令和8年8月時点の情報です。

駅周辺エリア

施設名	所在地/電話番号	受入月齢	定員	開所時間
A おひさま保育舎	十間坂 3-10-36 ☎0467-26-3751	1歳 ※6か月～要相談	22	平日 8:00～18:00 ※8:00前、18:00以降要相談 土曜 休園
B [企業主導型保育事業] KO☆DAKARA はいくえん	若松町 19-19-201 ライフピアモア茅ヶ崎 2F ☎0467-59-1222	6か月	12 (地域枠6)	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00
C [幼稚園類似施設] 虹の丘	東海岸北 4-5-14 ☎0467-58-3883	3歳児クラス	24～25	平日 9:00～13:50 土曜 休園
D [企業主導型保育事業] ふれあい茅ヶ崎保育園	茅ヶ崎 2-1-38 ソシエ式番館 205号 ☎0467-88-0866	6か月～6歳	15 (地域枠2)	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:30
E ぴよぴよルーム ※一時預かりのみ	幸町 4-35-1 階 ☎0467-91-1009	3か月	9	平日 9:00～17:30 土曜 9:00～16:30 祝日 9:00～16:30 不定期

東部エリア

施設名	所在地/電話番号	受入月齢	定員	開所時間
I [企業主導型保育事業] S.Y.G Kram-Skolan	汐見台 3-15 ☎0467-50-0089	満1歳	59 (地域枠29)	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00
J [企業主導型保育事業] 企業主導型保育園まるめろっじ	赤羽根 2703-4 ☎0467-53-0025	2か月	18 (地域枠9)	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00
K [企業主導型保育事業] Thank you	松林 1-16-33 ☎0467-81-3811	満1歳	29 (地域枠14)	平日 9:00～19:00 土曜 9:00～19:00
L ひばりほいく	ひばりが丘 3-33 ☎0467-83-9619	2か月	5	平日 7:30～18:00 土曜 8:00～17:00 要相談

西部エリア

施設名	所在地/電話番号	受入月齢	定員	開所時間
F [企業主導型保育事業] ベストキッズ茅ヶ崎保育園	柳島 1-9-15 柳島店舗 ☎0467-84-9731	85日目～3歳	19 (地域枠9)	平日 8:00～19:00 土曜 8:00～19:00
G [企業主導型保育事業] マザーグースBaby&Kids	浜見平 3-1 ☎0467-81-4411	6か月	12 (地域枠6)	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00
H めもか保育ルーム ※一時預かり、こども誰でも通園制度	南湖 2-15-36 ☎0467-53-8872	2か月～3歳未満	3	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～14:00

南部エリア

施設名	所在地/電話番号	受入月齢	定員	開所時間
M まんまる保育室 ※一時預かり、こども誰でも通園制度	中海岸 1-4-66 ☎070-2308-0547	6か月～3歳未満	3	平日 7:00～19:00 火曜午前 誰でも通園制度のみ 土曜・日曜・祝日 要相談
N Little Starfish International School	東海岸北 1-2-4 高砂ヴィレッジ 108 ☎0467-62-3236	満2歳	92	平日 9:00～18:00 土曜 休園

北部エリア

施設名	所在地/電話番号	受入月齢	定員	開所時間
O キッズガーデンCoppice	西久保 727-1-101 ☎090-3547-7514	生後6週～7歳	5	平日 8:00～18:00 土曜・日曜・祝日 8:00～18:00
P たんぼぼルーム ※一時預かりのみ	香川 3-4-5 ☎090-6569-8530	生後6週	5	平日 9:00～17:00 土曜 休園
Q [企業主導型保育事業] ちがさき・もあな保育園	香川 7-12-1 ☎0467-33-4668	6か月	24 (地域枠12)	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:30 日曜 7:30～18:30 (日曜開園)

こども誰でも通園制度実施施設は P.38 をご覧ください。



6 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に入園を希望する方は、各施設に直接申請してください。申請方法、入園金、利用料等についても各施設にお問い合わせください。

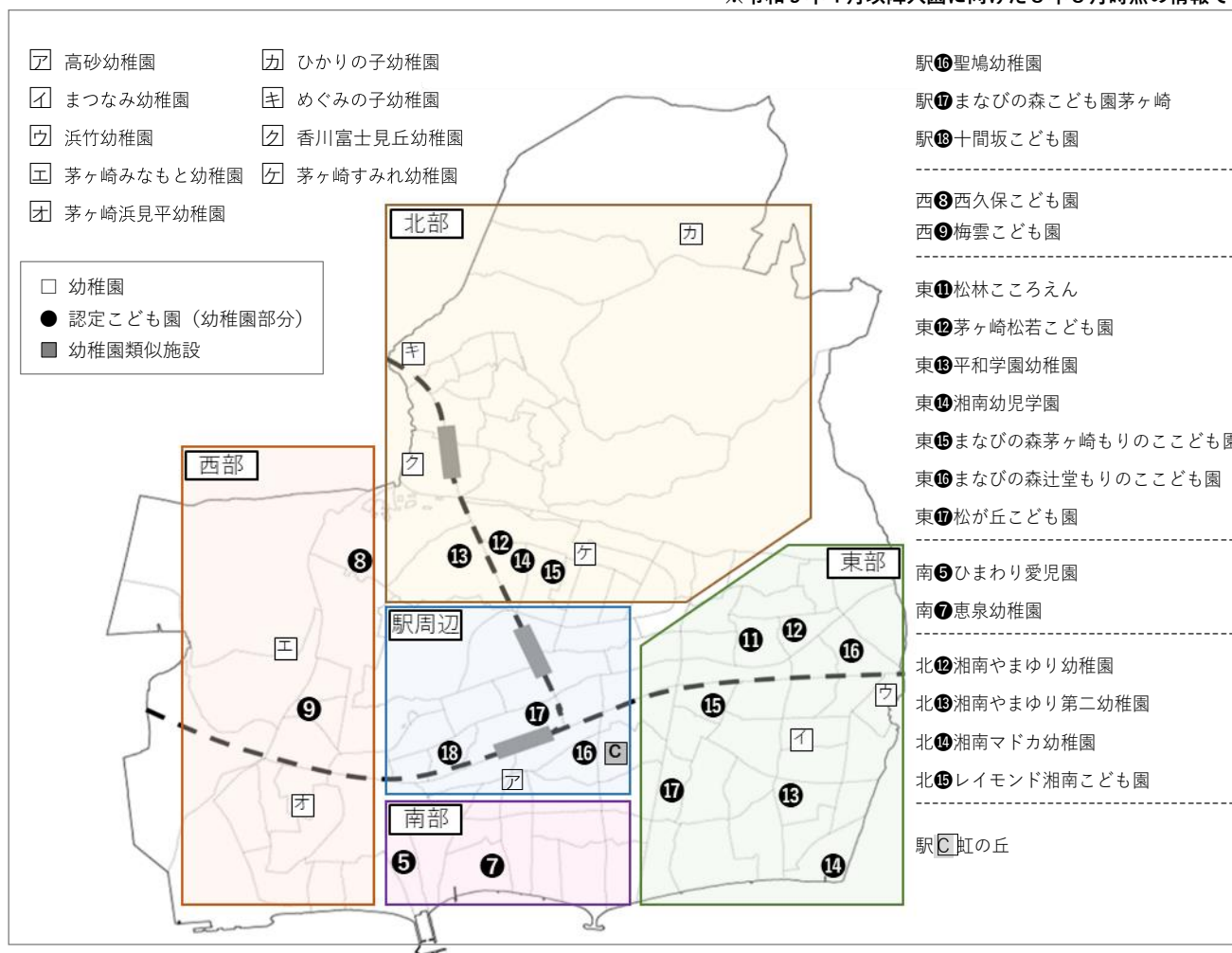
市外の施設であっても入園可能です。なお、市外の施設の利用を開始する場合にも茅ヶ崎市から「教育・保育給付1号認定（P.3）」を受ける必要があります。ご不明な点は保育課にお問い合わせください。

「□幼稚園」（一部を除く）と「●認定こども園」では教育時間以外に「預かり保育」を実施しています。実施している時間や料金等については各施設にお問い合わせください。保育を必要とする事由がある場合、「子育てのための施設等利用給付認定」（P.37）を受けることで、利用料が無償化の対象となります。

「預かり保育」の利用により、認可保育所等と同様の長時間の預かりが可能となりますので、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）のご利用をぜひご検討ください。

（1）幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）マップ

※令和9年4月以降入園に向けた8年8月時点の情報です。



□ 幼稚園

3歳児クラスまたは満3歳クラスから小学校就学までの幼児を教育する教育施設です。教育時間は就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

● 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせた施設です。保育所部分で入所する方と幼稚園部分で入園する方がいます。幼稚園部分の教育時間は就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

■ 幼稚園類似施設

幼稚園としての認可は受けていないが、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供している施設です。就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

掲載情報は令和9年4月入園に向けた令和8年8月の情報です。変更される場合がありますので、最新の情報は直接施設へお問い合わせください。入園を希望する方は直接施設に申請してください。

(2) 私立幼稚園 詳細一覧

種別／施設名／所在地／電話番号	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食提供	弁当	園バス	制服
駅周辺 ④ 私学助成幼稚園 高砂幼稚園 ※令和10年3月末閉園 東海岸北 1-3-31／☎0467-86-8880	年長（5歳児） 2クラス 約60名 閉園に伴い、年少・年中クラスの受入なし	月～金 9:00～14:00	なし	なし	月～金	○	○
東部 ④ 新制度移行幼稚園 まつなみ幼稚園 松浪 1-3-32／☎0467-83-3510	満3歳クラス 若干名 年少（3歳児） 1クラス 約20名 年中（4歳児） 1クラス 約20名 年長（5歳児） 1クラス 約20名	月・火・木・金 9:00～14:30 水 9:00～11:30	平日（朝） 8:30～ 平日（夕） 17:30 まで 長期休暇中 8:30～17:30 土日・お盆期間・年末年始・春休みの一部を除く	月・金 全員 火・木 希望者のみ	火・木	×	○ 園帽 制服あり
東部 ④ 私学助成幼稚園 浜竹幼稚園 浜竹 3-4-53／☎0467-82-0464	年少（3歳児） 2クラス 約40名 年中（4歳児） 2クラス 約50名 年長（5歳児） 2クラス 約50名	月・火・木・金 8:30～14:00 水 8:30～11:00 年中・年少は、新入時・進級時に分割登園の時期あり	平日（夕） 17:00 まで 長期休暇中 園が定めた日	火・木 希望者のみ	月・火 木・金	○	×
西部 ④ 私学助成幼稚園 茅ヶ崎みなもと幼稚園 萩園 2217／☎0467-86-5899	満3歳クラス 2クラス 約40名 年少（3歳児） 2クラス 約50名 年中（4歳児） 2クラス 約50名 年長（5歳児） 2クラス 約50名	通常平日 9:30～14:00 保育参観日・誕生会の日・夏期保育日・その他園の行事等 9:30～11:00	平日（朝） 7:00～ 平日（夕） 18:00 まで 長期休暇中 8:00～18:00 ※希望者のみ 7:00～	月・火・水	木・金	○	○
西部 ④ 私学助成幼稚園 茅ヶ崎浜見平幼稚園 松尾 6-11／☎0467-82-8518	年少（3歳児） 3クラス 約60名 年中（4歳児） 3クラス 約60名 年長（5歳児） 2クラス 約60名	月～金 9:00～14:00 午前保育 9:00～11:30	平日（夕） 17:00 まで 長期休暇中 9:00～17:00	月・火	水・木・金	○	○
北部 ④ 新制度移行幼稚園 ひかりの子幼稚園 芹沢 913／☎0467-51-0103	満3歳クラス 1クラス 15名 年少（3歳児） 2クラス 40名 年中（4歳児） 2クラス 40名 年長（5歳児） 2クラス 40名	月・火・木・金 9:00～14:00 水 9:00～11:30	平日（朝） 8:15～ 平日（夕） 17:30 まで 長期休暇中 8:15～17:30	年8回程度	月・火 木・金	○ 送迎用 駐車場あり	×
北部 ④ 新制度移行幼稚園 めぐみの子幼稚園 下寺尾 406-1／☎0467-52-7020	満3歳クラス 1クラス 6名 年少（3歳児） 1クラス 18名 年中（4歳児） 1クラス 18名 年長（5歳児） 1クラス 18名	月・火・木・金 9:00～14:00 水 9:00～11:30	平日（朝） 8:15～ 平日（夕） 17:30 まで 長期休暇中 8:15～17:30	年9回程度 会食あり	月・火 木・金	×	送迎用 駐車場あり
北部 ④ 新制度移行幼稚園 香川富士見丘幼稚園 香川 4-50-27／☎0467-86-6340	満3歳クラス 1クラス 10名 年少（3歳児） 2クラス 30名 年中（4歳児） 2クラス 40名 年長（5歳児） 2クラス 40名	月～金 9:00～14:00	平日（朝） 8:00～ 平日（夕） 18:00 まで 長期休暇中 8:00～18:00 夏休み期間中は園の定める日	月～金	×	○	○
北部 ④ 新制度移行幼稚園 茅ヶ崎すみれ幼稚園 高田 2-2-3／☎0467-51-9000	満3歳クラス 2クラス 35名 年少（3歳児） 4クラス 70名 年中（4歳児） 3クラス 70名 年長（5歳児） 3クラス 70名	月～金 8:30～14:00 午前保育 8:30～11:10	平日（朝） 7:30～ 平日（夕） 18:00 まで 長期休暇中 7:30～18:00	月～木	金	○	○

(3) 認定こども園(幼稚園部分) 詳細一覧

種別／施設名／所在地／電話番号	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食提供	弁当	園バス	制服
駅周辺 ⑥ 幼稚園型認定こども園 聖鳩幼稚園 東海岸北 3-10-4／☎0467-82-2573	1号認定 55名 満3歳クラス 1クラス 4名 年少（3歳児） 1クラス 22名 年中（4歳児） 1クラス 22名 年長（5歳児） 2クラス 22名	年少 月・火・木・金 8:30～14:00 水 8:30～11:30 年中 月・火・木・金 8:30～14:15 水 8:30～11:45 年長 月・火・木・金 8:30～14:30 水 8:30～12:00	平日（夕） 16:30 まで 長期休暇中 8:30～16:30	火・木	月・金	○	○
駅周辺 ⑥ 保育所型認定こども園 まなびの森 こども園茅ヶ崎 元町 9-19／☎0467-38-5816	1号認定 15名 年少（3歳児） 1クラス 5名 年中（4歳児） 1クラス 5名 年長（5歳児） 1クラス 5名 2号・3号認定 90名	月～金 9:00～15:00	平日（朝） 7:00～ 平日（夕） 20:00 まで 長期休暇中 7:00～20:00 ※年末年始はなし	月～金	×	×	×
駅周辺 ⑥ 幼保連携型認定こども園 十間坂こども園 十間坂 2-2-13／☎0467-87-1256	1号認定 9名 年少（3歳児） 1クラス 3名 年中（4歳児） 1クラス 3名 年長（5歳児） 1クラス 3名 2号・3号認定 120名	月～金 8:30～16:30	平日（朝） なし 平日（夕） 19:00 まで 土・日・祝日・8/12～8/16・12/29～1/3 預かりなし	月～金	×	×	×
東部 ⑥ 保育所型認定こども園 松林こころえん 小和田 1-5-36／☎0467-52-5560	1号認定 9名 年少（3歳児）～年長（5歳児）合計 9名 2号・3号認定 120名	月～金 8:30～16:30	平日（夕） 17:30 まで 長期休暇中 施設等利用給付2号（新2号）認定児は要相談	月～金	×	×	×
東部 ⑥ 幼保連携型認定こども園 茅ヶ崎松若こども園 小和田 2-12-47／☎0467-33-5188	1号認定 70名 年少（3歳児）～年長（5歳児）合計 70名 2号・3号認定 130名 1号・2号は各学年2クラス編成	月～金 9:00～13:00	平日（夕） 16:30 まで 長期休暇中の1号認定児はお休み、施設等利用給付2号（新2号）認定児は9:00～16:30の間で要相談	月～土 土曜日は2・3号認定児のみ	×	×	×
東部 ⑥ 幼保連携型認定こども園 平和学園幼稚園 富士見町 5-2／☎0467-87-1661	1号認定 170名 年少（3歳児） 3クラス 約56名 年中（4歳児） 3クラス 約57名 年長（5歳児） 3クラス 約57名 2号認定 60名 3号認定 20名	月・火・木・金 9:30～14:00 水 9:30～11:30	平日（朝） 7:30～ 平日（夕） 18:00 まで 長期休暇中 7:30～18:00	2・3号認定児のみ実施 1号認定児は一部実施	月・火 木・金	○	×

(3) ● 認定こども園(幼稚園部分) 詳細一覧ー続きー

種別／施設名／所在地／電話番号	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食提供	弁当	園バス	制服
東部⑬ 地方裁量型認定こども園 湘南幼児学園 汐見台 3-15／☎0467-83-2079	1号認定 218名 年少(3歳児) 4クラス 74名 年中(4歳児) 3クラス 78名 年長(5歳児) 3クラス 78名 2号認定 12名	月・火・水・木 8:30～15:00 水 8:30～13:00	平日(朝) 7:00～ 平日(夕) 19:00 まで 長期休暇中・土曜・行事の振替休日 7:00～19:00 ※日曜・お盆期間・年末年始はなし	火 全員給食 月・木・金 希望者は給食	水 全員弁当 月・木・金 給食希望 者以外は 弁当持参	○	○
東部⑭ 保育所型認定こども園 まなびの森 茅ヶ崎もりのこども園 ひばりが丘 4-30／☎0467-87-3325	1号認定 15名 年少(3歳児) 1クラス 5名 年中(4歳児) 1クラス 5名 年長(5歳児) 1クラス 5名 2号・3号認定 90名	月～金 9:00～15:00	平日(朝) 7:00～ 平日(夕) 20:00 まで 長期休暇中 7:00～20:00 ※年末年始はなし	月～金	×	×	×
東部⑮ 保育所型認定こども園 まなびの森 辻堂もりのこども園 本宿町 10-26／☎0467-38-8350	1号認定 15名 年少(3歳児) 1クラス 5名 年中(4歳児) 1クラス 5名 年長(5歳児) 1クラス 5名 2号・3号認定 59名	月～金 9:00～15:00	平日(朝) 7:00～ 平日(夕) 20:00 まで 長期休暇中 7:00～20:00 ※年末年始はなし	月～金	×	×	×
東部⑯ 幼保連携型認定こども園 松が丘こども園 松が丘 1-1-72／☎0467-86-5895	1号認定 6名 年少(3歳児) 1クラス 2名 年中(4歳児) 1クラス 2名 年長(5歳児) 1クラス 2名 2号・3号認定 120名	月～金 8:30～16:30	平日(朝) なし 平日(夕) 19:00 まで 土・日・祝日・8/12～8/16・12/29～ 1/3 なし	月～金	×	×	×
西部⑰ 幼保連携型認定こども園 西久保こども園 西久保 596-7／☎0467-87-0311	1号認定 6名 年少(3歳児) 1クラス 2名 年中(4歳児) 1クラス 2名 年長(5歳児) 1クラス 2名 2号・3号認定 120名	月～金 8:30～16:30	平日(朝) 7:00～ 平日(夕) 19:00 まで 土・日・祝日・夏期休暇(山の日が属 する1週間)・年末年始なし	月～金	×	×	×
西部⑱ 幼保連携型認定こども園 梅雲こども園 下町屋 2-14-15／☎0467-85-5560	1号認定 9名 年少(3歳児) 1クラス 3名 年中(4歳児) 1クラス 3名 年長(5歳児) 1クラス 3名 2号・3号認定 90名	月～金 8:30～16:30	平日(朝) 7:00～ 平日(夕) 19:00 まで 土・日・祝日・8/12～8/16・12/29～ 1/3 預かりなし	月～金	×	×	×
南部⑲ 幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園 南湖 4-13-30／☎0467-82-4441	1号認定 9名 年少(3歳児) 1クラス 3名 年中(4歳児) 1クラス 3名 年長(5歳児) 1クラス 3名 2号・3号認定 90名	月～金 8:30～16:30	平日(朝) 7:30～ 平日(夕) 19:00 まで 土・日・祝日・8/12～8/16・12/29～ 1/3 なし	月～金	×	×	×
南部⑳ 幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり 南湖 4-4-5／☎0467-82-4441	1号認定 なし 2号・3号認定 20名	—	—	—	—	—	—
南部㉑ 幼稚園型認定こども園 恵泉幼稚園 中海岸 3-1-19／☎0467-82-3023 ※R9.4～幼稚園から認定こども園に移行	1号認定 335名 年少(3歳児) 4クラス 95名 年中(4歳児) 4クラス 120名 年長(5歳児) 4クラス 120名 2号認定 25名※R9は3歳児クラスのみ	年少 月・火・木・金 9:00～13:30 水 9:00～11:30 年中 月・火・木・金 9:00～13:45 水 9:00～11:45 年長 月・火・木・金 9:00～14:00 水 9:00～12:00	平日(夕) 18:00 まで 長期休暇中 9:00～18:00 ※定員があります	×	月・火・木・金	○	×
北部㉒ 幼稚園型認定こども園 湘南やまゆり幼稚園 円蔵 2-14-12／☎0467-51-4297	1号認定 140名 満3歳クラス 1クラス 20名 年少(3歳児) 2クラス 40名 年中(4歳児) 2クラス 38名 年長(5歳児) 2クラス 50名 2号認定 10名	月～金 9:30～14:30	平日(夕) 18:30 まで 長期休暇中 8:30～18:30 お盆・年末年始・春休み等に預かり できない期間あり ※17:30以降の預かりは父母共に就 労証明書の提出が必要	月～金	×	×	○
北部㉓ 幼稚園型認定こども園 湘南やまゆり第二幼稚園 円蔵 2350／☎0467-85-2146	1号認定 410名 満3歳クラス 2クラス 48名 年少(3歳児) 5クラス 100名 年中(4歳児) 5クラス 111名 年長(5歳児) 3クラス 80名 2号認定 20名	月～金 9:30～13:30	平日(朝) 7:30～ 平日(夕) 18:30 まで 長期休暇中 7:30～18:30 お盆・年末年始・春休み等に預かり できない期間あり ※7:30～8:30、17:30以降の預かり は父母共に就労証明書の提出が必 要	月～金	×	○	○
北部㉔ 幼稚園型認定こども園 湘南マドカ幼稚園 円蔵 1-20-15／☎0467-54-2363	1号認定 301名 年少(3歳児) 5クラス 108名 年中(4歳児) 4クラス 98名 年長(5歳児) 3クラス 98名 2号認定 20名	月～金 9:30～13:30	平日(朝) 7:30～ 平日(夕) 18:30 まで 長期休暇中 7:30～18:30 お盆・年末年始・春休み等に預かり できない期間あり ※7:30～8:30、17:30以降の預かり は父母共に就労証明書の提出が必 要	月～金	×	○	○
北部㉕ 保育所型認定こども園 レイモンド湘南こども園 円蔵 1-19-50／☎0467-50-0421	1号認定 15名 年少(3歳児) 1クラス 5名 年中(4歳児) 1クラス 5名 年長(5歳児) 1クラス 5名 2号・3号認定 60名	月～金 8:30～14:30	平日(朝) 8:00～ 平日(夕) 19:00 まで 長期休暇中 8:00～19:00 ※預かりは父母共に就労証明書の 提出が必要	月～金	園外保育 は弁当 持参	×	×

(4) □ 幼稚園類似施設

施設名／所在地／電話番号	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食提供	弁当	園バス	制服
虹の丘 東海岸北 4-5-14／☎0467-58-3883	年少・年中・年長 合計 25 名前後	火・木・金 9:00～13:50 月・水 9:00～11:50	なし	火・木 土鍋ご飯・みそ汁 ・ぬか漬け ※おかず持参	金	×	×

7 認可保育所等の入所申請に必要な書類



申請書一式をお手元に用意し、照らし合わせてご覧ください。

記入漏れや書類不足により、審査に必要な項目が読み取れなかった場合は、審査で不利になることがあります。

(1) 全員提出が必要な共通書類（電子申請の場合は書類提出に代わり、申請フォームでの入力が必要です）

必要書類等	注意点
1 教育・保育給付認定（変更）申請書	きょうだいで申請する場合は、きょうだいそれぞれの分を用意
2 認可保育所等利用申請書	
3 児童状況確認票	
4 認可保育所等入所申請に関する同意書	すべての項目に同意して、申請保護者が署名
5 マイナンバー提出用紙	申請保護者の番号確認及び本人確認ができる書類を添付

(2) 保護者ひとりずつの『保育を必要とする事由』がわかる書類

保護者（父・母）それぞれの保育を必要とする事由に応じて書類を提出してください。

きょうだいで申請する場合は、書類1枚に対し、きょうだい連名で記入してください。

保護者の状況	必要書類(□)と注意事項(●)
就労 - 雇用されている - 育児休業中 - 内定状態 - 産前産後休業、育児休業以外の休業中	☐ 就労証明書 ※証明日が令和8年8月1日以降のもの ●保護者の就労先に依頼し、記載されたものを提出 ●育児休業中の方は、入所した場合、入所した月の翌月10日までに復職 ●証明日の翌日以降に就労開始する場合、産前産後休業・育児休業以外の休業から復職する場合は内定状態とみなします。 ※記載漏れ・記載誤りによる「書類不備」の取り扱いや記載方法についてはこちら 
	☐ 就労証明書 ※証明日が令和8年8月1日以降のもの ☐ 自営を証明する書類の写し1点以上を添付。不足の場合は不備として扱う ●自営：直近の所得税確定申告書第1表または開業届（初年のみ） ●代表者：登記事項証明書 ※法人名、代表者名がわかるもの かつ、証明が令和8年8月1日以降のもの ※自営を証明する書類についてはこちら 
求職活動 - 求職活動中 - 起業（開業）準備中	☐ 求職活動誓約書（兼起業準備状況申告書） ●求職活動状況を確認できる書類（雇用保険受給資格者証など）がある場合は添付 ●開業（起業）に向けた準備状況を確認できる書類がある場合は添付
就学 学校や職業訓練校に通っている	☐ 就学に関する調書 ☐ 在学証明書や学生証またはハローワークから発行された選考結果通知書など ☐ 授業カリキュラムや時間割などの就学時間がわかる書類
介護・看護 病人や障がい者、要介護者の介護・看護をしている	☐ 介護・看護に関する調書 ☐ 病人の診断書または介護・看護を受ける方の診断書や、介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し ●病状、介護・看護が必要な期間や要介護の状態が分かるもの
疾病・障がい 保護者自身に病気・ケガ、障がいがある	☐ 疾病・障がいに関する調書 ☐ 診断書（保育課書式）または障害者手帳などの写し ●診断書は証明日が令和8年8月1日以降のもの ●診断書と同一内容を記載した病院発行書式の診断書でも可
妊娠・出産 妊娠・出産予定がある（産前産後期間に利用を希望）	☐ 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用） ●これから出生する児童の申請を行う場合も提出 ●別の保育を必要とする事由で入所希望、かつ、出産予定がある場合も提出
災害復旧 災害復旧のため保育が困難	☐ リ災証明書

(3) 申請する児童や世帯の状況で必要になる書類

ご自身のご家庭に該当する事項があるか必ず確認してください。

① 就労状況等に応じた加点申出書（申出書の提出により加点の対象となります）

就労の状況	必要書類(□)と注意事項(●)
保護者のいずれかまたはいずれもが育児休業中の方で、加点を希望する	☐ 育児休業からの復職に関する申出書 ☐ 就労証明書 ● 申出により加点審査を受けた場合は、 入所月の翌月10日までに育児休業前と同じ条件で育児休業をしていた勤務先への復職が必須 、かつ、 少なくとも入所月の翌月末日までの就労継続が必須 です。理由を問わず復職しない・できない場合は内定取消することがあります。また、入所の翌月末日までに就労証明書（復職済であることを証明）が提出できない場合は退園とします。
茅ヶ崎市内の認可保育所等で保育士または看護師として就労する・復職するため、加点を希望する	☐ 保育士等としての就労開始に関する申出書 ☐ 就労証明書 ● 保護者が茅ヶ崎市内の保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士または看護師として就労することにより、以下に該当する場合 (1) 当該施設の受入児童数の増加または受入児童数の減少防止により、本市の待機・保留児童解消に資する (2) 医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる
保護者の一方が単身赴任で、加点を希望する	☐ 単身赴任に関する申出書 ☐ 就労証明書 ● 単身赴任により入所希望月の初日以降6か月以上不在となる（予定も含む）場合に限る
就労等のため、認可外保育施設や一時預かりを継続して利用している	☐ 児童の預かり実績証明書 (□)利用施設種別がファミリー・サポート・センターの場合は、過去2か月分の「援助活動報酬領収書」の写しを添付 ※送迎のみの利用は対象外 ● 現に保護者のいずれもが就労等をしている（※ 育児休業中は対象外 ） ● 直近2か月において、保育料を有料で支払い、月64時間以上利用している実績がある 。※3歳児クラス以上は幼児教育・保育の無償化の対象外施設を利用している。

② 世帯状況などに応じて提出が必要な書類

世帯の状況	必要書類(□)と注意事項(●)
ひとり親世帯（父子・母子） ひとり親に準ずる世帯	☐ ひとり親世帯に関する申立書 ☐ 状況を証明できる以下いずれかの書類1点 (1) 公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合（離婚・死別・未婚） ➔ 戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等 (2) 離婚調停中（婚姻費用分担調停は除く）、協議離婚予定の場合 ➔ 離婚調停中であるとわかる書類、弁護士が状況を証明する書類など (3) 配偶者が行方不明・生死不明 ➔ 警察署長発行の行方不明者届受理証明書等 ● 状況を証明できるいずれかの書類（1点以上）が揃っていない場合は、ひとり親世帯（準ずる）として認定及び入所審査はできません
茅ヶ崎市内に転入予定がある （詳細 P.21）	☐ 転入に関する申立書 ☐ 転入することが分かる書類（賃貸借契約書・不動産売買契約書等） ☐ 世帯全員の「マイナンバー入り住民票」または「マイナンバーカードの両面」の写し
申請する児童や同居する親族に障がい者がいる	☐ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、障害基礎年金証書、特別児童扶養手当証書の表面・裏面の写し ● 入所後の保育料の算定において減免対象となる場合があります

8 市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請

(1) 茅ヶ崎市民が市外の認可保育所等の入所申請をする（窓口受付のみ）

種別	申請書提出先	入所申請締切日※必着	必要書類
転出予定がある	転出先の市区町村	直接該当市区町村へご確認ください	入所希望する市区町村が定める申請書一式
在勤・在学・里帰りなど	茅ヶ崎市 保育課 ※窓口受付のみ	入所希望する市区町村の締切の1週間前までに持参 ※必ず期日に余裕を持って提出してください	入所希望する市区町村が定める申請書一式 茅ヶ崎市書式の1、2、4、5（P.19参照） ※提出された申請書類を茅ヶ崎市から入所を希望する市区町村へ郵送し、入所を協議します。茅ヶ崎市への提出が入所希望する市区町村の入所申請締切日間近で、書類の到着が申請期限を過ぎてしまった場合の責任は負いかねます。

(2) 茅ヶ崎市民以外が茅ヶ崎市の認可保育所等の入所申請をする（郵送受付のみ）

① 入所日の前月末までに、茅ヶ崎市に転入する予定がある

※お住まいの市区町村から、現在の市区町村を通して申請するよう指示がある場合は、その指示にしたがってください。

申請書提出先	茅ヶ崎市保育課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市保育課
茅ヶ崎市への入所申請締切日※必着	P.23のとおり
必要書類	(1) 申請書類一式 ※茅ヶ崎市の書式 (2) 転入に関する申立書 入所希望月の前月末までに転入予定があるものとして、茅ヶ崎市民と同等の利用調整点数を配点して審査を行います。転入先が確定していない場合は、マイナス点を配点して審査します。申立書の提出がない場合は審査の対象外です。 (3) 転入することが分かる書類 建物の不動産売買契約書や賃貸借契約書等の「転入先」、「引き渡し日」、「契約者双方の署名と押印」の記載がある書類を提出してください。 (4) 世帯全員のマイナンバー入り住民票、または世帯全員のマイナンバーカードの両面の写し ※(3)・(4)の提出がない場合は同点時に不利として取り扱います。
注意事項	● 入所決定後、入所月前月末までに転入手続きしたことを確認できない場合は内定取消とします。 ● 転入後、速やかに茅ヶ崎市保育課の窓口でも転入手続きをし、「1 教育・保育給付認定（変更）申請書」を提出してください。提出が確認できない場合、内定取消とすることがあります。 ● 現在お住まいの市区町村にて認可保育所等を利用している・入所申請中である場合、その市区町村担当課に「転出予定があること」、「転出先に直接申請を行うこと」を連絡し、必要な手続き（申請取下げ・退園手続きなど）を行ってください。

② 茅ヶ崎市に転入する予定はないが、茅ヶ崎市に在勤・在学・里帰り出産の要件がある

申請書提出先	現在お住まいの市区町村の保育園担当課
茅ヶ崎市への入所申請締切日※必着	P.23のとおり
必要書類 注意事項	申請書一式は、茅ヶ崎市の書式でご用意ください。 ● 里帰り出産は4月1次から申請ができます。在勤・在学は4月2次からの申請となります。 ● 保育の必要性が分かる書類が不足している場合は、要件がないものとして受付しません。 ● 入所意思を「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」とする申請は受付しません。

③ 茅ヶ崎市に転入予定がなく、在勤・在学・里帰り出産の要件もない

茅ヶ崎市に要件（転入予定・在勤・在学・里帰り出産）がない方の申請は受付しません。

9 認可保育所等入所申請受付方法

令和8年12月入所～令和9年4月入所受付期間（10/11～2/1）は「電子申請」・「郵送申請」での受付となります。

申請を行う保護者に疾病・障がいがある、外国籍で日本語での申請が難しい、申請する児童に障がいや発達の課題があるなど、配慮が必要な方は保育課窓口での申請が可能です。（市外保育施設への申請はP.21 参照）

【電子申請】

※申請者のマイナンバーカードと署名用電子証明書の暗証番号が必要です。

【申請手順】

- ① 就労証明書など手続きに必要な書類や証明書類などを利用する端末に写真等で保存
- ② 電子申請システム（e-kanagawa）にアクセス
- ③ 電子申請システム（e-kanagawa）に利用者登録
- ④ 申請内容の入力、就労証明書などの必要な書類を添付して送信完了
- ⑤ 書類の不足・不備扱いとなる場合には、翌開庁日以降にメールでお知らせします。

【注意】

市外の方からの申請、市外保育施設への入所申請は電子申請の対象外です。（P.21）

電子申請の情報



【郵送申請】

【申請手順】

- ① 申請書や就労証明書などの必要書類、申請保護者の「番号確認書類（個人番号が確認できるもの）」と「身元確認書類」を用意し、記入・貼付
- ② 返信用封筒（長3サイズ封筒）を用意し、返信用切手（長3サイズ封筒なら110円分）を貼付
- ③ ①・②を封筒に入れて、入所申請締切日に保育課に必着するよう、期日に余裕をもって郵送する。

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市保育課

- ④ 書類の不足・不備扱いとなる場合には、翌開庁日以降に返信用封筒を用いてお知らせを発送します。

【注意】

※ 切手の料金不足があった場合は受領せず、発送元にお返しします。それにより、入所申請締切日を過ぎて再申請をしても審査対象にはできません。

※ 110円切手付きの返信用封筒の同封がない場合、「郵送受付確認書」の発送はできません。

※ 申請書類の到着確認の問い合わせには対応できません。受付後、市から発送する「郵便受付確認書」の到着をもってご確認いただくか、「特定記録」や「レターパック」など、ご自身で書類の到着が確認できる方法での提出を推奨します。



【窓口での申請・相談】

茅ヶ崎市役所本庁舎 1階9番窓口 保育課 開庁日（年末年始を除く平日）の8:30から17:00まで

※ 令和8年12月入所～令和9年4月入所受付期間（10/11～2/1）は「電子申請」・「郵送申請」での受付となります。申請を行う保護者に疾病・障がいがある、外国籍で日本語での申請が難しい、申請する児童に障がい・発達の課題があるなど、配慮が必要な方以外は電子申請・郵送申請をしてください。

※ 5月～11月の年度途中入所申請は窓口でも申請可能です。



保育コンシェルジュに相談したい

お子さんの預け先や子育てに関する保護者の相談を受けながら、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業など、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や相談などを行います。

保育コンシェルジュ相談を希望する方は『保育コンシェルジュ予約フォーム』から予約してください。予約を取らずに保育課職員に相談する場合は、いつでも窓口・電話での相談が可能です。

保育コンシェルジュ
相談予約フォーム



10 認可保育所等入所申請受付スケジュール

(1) 令和9年2月・3月・4月に入所を希望する場合 ※令和8年12月以降の入所希望も同時申請可

① 【1次入所申請】

受付方法	電子申請・郵送申請（必着） ※申請に配慮が必要な方を除き、窓口受付は行いません。 書類の不足、不備扱いになる場合は受付した翌開庁日以降に保護者に連絡します。
受付期間	令和8年10月11日（日）～令和8年11月1日（日）23:59までに送信完了
追加書類受付	令和8年10月11日（日）～令和8年11月10日（火）17:00までに送信完了
取下げ期限	令和8年12月18日（金）17:00まで
注意事項	・転園申請も上記と同様です。 ・郵送申請は締切日直前の開庁日までに「保育課必着」のため、10月30日（金）必着とします。 ・受付期間後に提出した書類は、2次審査からの対象となります。 ・追加書類のみ受付期間は、1次申請が完了している方の追加書類や変更連絡届のみを受付する期間です。希望園や入所意思などを変更するための変更連絡届は、追加書類に含まれます。 ・期限後に取下書を提出すると、結果発送前であっても内定辞退扱いとなり、当該年度中に再度申請した場合に、減点対象（－2点）となります。
結果発送	1月中旬に郵送にて結果通知 【内定の方】 「保育所入所承諾通知書」を送付（入所月は通知に記載あり） 【待機の方】 4月1次の「保育所入所待機通知書」を送付 ※1次審査で待機となった方は引き続き2次審査を行います。結果発送は【2次入所申請】参照

② 【2次入所申請】

受付方法	電子申請・郵送申請（必着） ※申請に配慮が必要な方を除き、窓口受付は行いません。
受付期間	2月2次 令和8年11月2日（月）～令和9年1月1日（土）23:59までに送信完了 3月2次 令和8年11月2日（月）～令和9年2月1日（月）23:59までに送信完了 4月2次 令和8年11月2日（月）～令和9年2月1日（月）23:59までに送信完了 追加書類受付 各締切月の10日 17:00まで
取下げ期限	令和9年2月26日（金）17:00まで
注意事項	【1次入所申請】と同様です。
結果発送	2月2次 1月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は2月が初回申請の方のみ送付 3月2次 2月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は3月が初回申請の方のみ送付 4月2次 3月10日以降 ※「保育所入所待機通知書」は4月2次待機の方全員に送付

(2) 【年度途中】（令和9年5月以降）の入所を希望する場合

入所申請締切日	入所希望月の前月の1日（詳細は表紙参照） ・電子申請は締切日の23:59送信完了分まで ・郵送申請・窓口申請は締切日が土日祝日・年末年始の場合、前開庁日までに保育課必着 ・申請締切後に受付した書類は、翌月審査からの対象となります。
追加書類受付	各締切月の10日 17:00まで
受付方法	電子・郵送・窓口で受付可
取下げ期限	各締切月の10日 17:00まで
結果発送	入所希望月の前月20日頃 【内定の方】 電話連絡のうえ、後日「保育所入所承諾通知書」を送付します。 【待機の方】 初回入所希望月のみ「保育所入所待機通知書」を送付します

(3) 令和8年度・令和9年度認可保育所等入所申請（電子）受付スケジュール一覧

利用開始 希望月	入所申請開始日	入所申請締切日	利用開始 希望月	入所申請開始日	入所申請締切日
令和8年 12月	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年 5月	令和9年2月2日(火)	令和9年4月1日(木)
令和9年 1月*	令和8年10月11日(日)	令和8年12月1日(火)	令和9年 6月	令和9年4月2日(金)	令和9年5月1日(土)
令和9年 2月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年 7月	令和9年5月2日(日)	令和9年6月1日(火)
令和9年 2月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年1月1日(金)	令和9年 8月	令和9年6月2日(水)	令和9年7月1日(木)
令和9年 3月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年 9月	令和9年7月2日(金)	令和9年8月1日(日)
令和9年 3月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年2月1日(月)	令和9年 10月	令和9年8月2日(月)	令和9年9月1日(水)
令和9年 4月1次	令和8年10月11日(日)	令和8年11月1日(日)	令和9年 11月	令和9年9月2日(木)	令和9年10月1日(金)
令和9年 4月2次	令和8年11月2日(月)	令和9年2月1日(月)	令和9年12月以降の日程は、令和9年9月に発行する 保育所等のしおりでご確認ください。		

- ・郵送申請は締切日までに「保育課必着」のため、締切日が土日祝日の場合は「直前の開庁日必着」となります。
- ・締め切り後に受付した書類は次回審査からの対象となります。

(4) 申請書の有効期限

入所希望月の属する年度内までが有効期限となり、審査の対象です。ただし、今年度の12月から3月入所と翌年4月申請を併せて行う場合は、その翌年度内まで審査対象とします。

一度提出した書類は有効期限内であれば 毎月入所審査を行います。家庭の状況や、お子さんの様子が変わったら保育課までお知らせください。

一度提出した書類はお返しできません。就労先に提出する等で申請書の写しが必要な場合はコピーしてからご提出ください。既に提出済で写しが必要となった場合は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きしてください。

申請書の写し
発行依頼フォーム



利用開始 希望月	入所申請締切日 (電子)	令和8年度審査対象							令和9年度		
		11月	12月	1月	2月1次	2月2次	3月1次	3月2次	4月1次	4月2次	5月以降
11月	10月9日(金)	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
12月	11月1日(日)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
1月*	11月1日(日)			○	○	○	○	○	○	○	○
	12月1日(水)			○	×	○	×	○	×	○	○
2月1次	11月1日(日)				○	○	○	○	○	○	○
3月1次							○	○	○	○	○
4月1次									○	○	○
2月2次	1月1日(土)				×	○	×	○	×	○	○
3月2次	2月1日(火)						×	○	×	○	○
4月2次									×	○	○
5月以降	希望入所月の 前月の1日										○

- ・郵送・窓口は締切日直前の開庁日まで

※令和9年2月1次・3月1次・4月1次の入所申請を希望する場合は、令和8年11月1日(日)までに申請が必要です。

(5) 保育所入所待機通知書が発行できる時期

入所受付していない月の場合や、「内定」となった審査月の待機通知書は発行できません。

① 4月1次・4月2次および入所を希望した初回月に待機となったとき

4月1次・4月2次および入所希望した初回月に待機となった場合、発行希望の有無に関わらず、待機の方全員に「保育所入所待機通知書」を送付します。発行の手続きは不要です。

② 入所を希望した初回月の翌月以降も待機となったとき

初回月の翌月以降も引き続き待機となった場合、「保育所入所待機通知書」は送付しません。
送付を希望する方は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きをしてください。「保育所入所待機通知書」は、対象月の入所審査が終わるまで発行できません。通知を発行できるのは、入所審査月の前月20日以降です。

待機通知書
発行依頼フォーム



③ 令和8年11月分から令和9年10月分までの待機通知書発行可能時期>

必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期
令和8年11月	令和8年10月20日(火)以降	令和9年3月1次	令和9年2月19日(金)以降	令和9年8月	令和9年7月20日(火)以降
令和8年12月	令和8年11月20日(金)以降	令和9年3月2次		令和9年9月	令和9年8月20日(金)以降
令和9年1月	令和8年12月18日(金)以降	令和9年5月	令和9年4月20日(火)以降	令和9年10月	令和9年9月17日(金)以降
令和9年2月1次	令和9年1月20日(水)以降	令和9年6月	令和9年5月20日(木)以降		
令和9年2月2次		令和9年7月	令和9年6月18日(金)以降		

申請時期の確認と申請の期限切れに注意してください

入所申請締切日を過ぎても申請は受け付けません。また、申請書の審査有効期限が前年度末で切れたまま、該当月の申請がなく審査の対象になっていない場合や入所申請の取り下げをしている場合には、いかなる理由であっても追加の入所決定や待機通知書の発行はできません。

育児休業中の方の申請は、必ず、就労先や管轄のハローワークなどに申請時期等をご自身でご確認いただき、漏れや間違いがないよう手続きを行ってください。

(6) 申請の注意事項

① 申請の取り下げをしたい場合

「家庭での保育が可能になった」、「認可保育所等を利用する必要がなくなった」などの理由で申請を取り下げる場合は、速やかに「認可保育所等入所申請取下書」を提出してください。

申請を取り下げた場合、提出いただいている申請書類の返却、コピーはできません。再度申請をする場合は、改めて申請書類一式をご用意ください。

取り下げ期限(P.23 参照)を過ぎた後に申出した場合は「辞退扱い」とし、当該年度中に再度申請した際は、減点(－2点)の対象となります。

入所申請取下
フォーム



② 申請時から入所決定までの間に状況が変わった場合

「お子さんが産まれる」、「育児休業を延長する」、などの家庭状況の変化や、「転職する」、「就労時間が変わる」などの保育を必要とする事由に変更(予定)があるときは、締切日を過ぎたとしても、追加で書類の提出が必要になります。

入所決定後、状況に変更があるときは必ず保育課に連絡のうえ、必要な書類を提出してください。

※連絡や書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、内定取消や退園につながる場合があります。

(7) 入所決定後（内定）から入所までの間の注意事項

以下に該当すると判断したときは「内定取消」・「退園」とすることがあります。

① 審査の公平性を保てないとき

原則、基準日時点（入所締切日時点）の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。一部の認可保育所等入所利用調整点（P.27～30）は、入所希望月時点の状況に応じて配点します。入所審査の公平性が保てないと認められる場合は、内定取消または退園とする場合があります。

② 安全にお子さんをお預かりすることができないと判断されたとき

アレルギーや認可保育所等で対応が必要な疾病、服薬、医療対応などが理由で、お子さんを安全にお預かりできる体制が整わないと判断される場合に、内定取消とすることがあります。お子さんの発育等で気になる点は必ず申請書にご記入いただくとともに、申請後から入所までの期間にアレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加、医療的ケアの必要性など、お子さんの成長、発達、身体状況等の変化がありましたら、保育課までお知らせください。

(8) 内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合

- 一度内定すると提出した申請書は「無効」になります。書類の返却、コピーはできませんので、改めて入所申請をする必要があります。なお、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をする場合、年度内は減点対象（－2点）となります。
- 内定辞退した月の待機通知は発行できません。
- 2月、3月、4月の1次入所申請をして内定辞退した場合に、2次入所申請から「2 認可保育所等利用申請書」で、入所意思の選択を「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」とする入所申請は受け付けません。

11 認可保育所等入所利用調整

(1) 認可保育所等入所利用調整基準

認可保育所等の利用調整では、「認可保育所等入所利用調整基準」に基づき保育の必要性を指数化し、点数が高い方から入所となります。申請の先着順ではありません。

【父の基本指数】 + 【母の基本指数】 + 【調整指数】 = 【利用調整点数】

※ひとり親世帯の場合は、基本指数を倍にして計算します。

以下の利用調整基準の指数は、令和9年4月入所利用調整から改定され、適用されます。

(2) 『基本指数』

類 型	細 目		点 数
就 労 （ 自営業主 自営業専従者 家族従業者 を含む ）	月 1 6 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 8 時間以上等）		1 5
	月 1 4 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 7 時間以上等）		1 4
	月 1 2 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 6 時間以上／月 1 6 日以上かつ 1 日 8 時間以上等）		1 3
	月 1 1 2 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 7 時間以上等）		1 2
	月 9 6 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 6 時間以上等）		1 1
	月 8 0 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 5 時間以上等）		1 0
	月 6 4 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 4 時間以上等）		9
	上記以外 ※月 6 4 時間未満の就労、自営を証明する書類の未提出、不備のある証明書の提出などの場合		4
求職活動中			1
就 学	月 1 6 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 8 時間以上等）		1 3
	月 1 4 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 7 時間以上等）		1 2
	月 1 2 0 時間以上（月 2 0 日以上かつ 1 日 6 時間以上／月 1 6 日以上かつ 1 日 8 時間以上等）		1 1
	月 1 1 2 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 7 時間以上等）		1 0
	月 9 6 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 6 時間以上等）		9
	月 8 0 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 5 時間以上等）		8
	月 6 4 時間以上（月 1 6 日以上かつ 1 日 4 時間以上等）		7
	上記以外の場合 ※書類未提出などの場合		4
疾病・障がい	（疾病）	入院（概ね 1 か月以上の入院をしている、または入院の決定がされている場合）	1 5
		常時寝たきり	1 5
		寝たきりでないが、通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	1 3
		診断書等添付資料未提出	4
	（障がい）	身体障害者手帳 1 級・ 2 級、療育手帳 A 1 ・ A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 5
		身体障害者手帳 3 級・ 4 級、療育手帳 B 1 ・ B 2、精神障害者保健福祉手帳 2 級	1 3
		上記以外の各種手帳等を所持している	1 1
		手帳等添付資料未提出	4

介護・看護	【就労】に準ずる 上記以外については、「月64時間未満の介護・看護をしている」「診断書等の未提出」などの場合	4～15
妊娠・出産	産前産後期間のみ入所の場合（産後休業後に育児休業を取得する場合を含む） ※入所期間は産後期間終了日の翌日が属する月の月末まで。ただし、父が育児休業を取得する場合、休業前の最終勤務日が属する月の月末まで。	14
	産後休業終了後、別の類型に変更となる場合（育児休業を取得する場合は除く） ※入所期間は変更後の類型の入所期間に準じる	変更後の類型における点数と14のいずれか低い方
災害復旧		15
虐待・DV		所長が定める
その他	市長が保育の必要性を認める場合	所長が定める
	以下の <u>いずれにも該当しない</u> 場合 ・市内に住民登録し居住している（する予定がある）場合 ・市内に在勤・在学している（する予定がある）場合 ・里帰り出産により、産前産後期間のみ保育所等の利用を希望する場合	申請不可

【保護者が妊娠している場合の入所申請の取り扱い】

育児休業から復職するため、就労要件により認可保育所等に入所した場合、入所月の翌月10日までに復職が必要です。育児休業から復職せずに、これから出生する子どものための産前産後休業・育児休業を連続して取得することはできません。そのため、出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）の日を含む月から出産日の8週後の翌日を含む月の入所審査を希望する場合、妊娠・出産要件による入所審査に切替となります。

妊娠している方は、必ず「出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）」を提出してください。申請提出後に妊娠が判明した場合でも、入所月に産前産後期間がかかる場合には、同様の取扱いとなります。

産前産後期間前の要件		産前産後期間中の母の基本指数	産前産後期間に入所した場合の入所期間
就労要件	産後期間終了後に育児休業の取得を希望する場合	14点を配点	産前産後期間のみ 育児休業取得開始日の月末で退園
	産後期間終了後に復職することを希望する場合	復職後の就労に対する点数と14点のいずれか低い方を配点	産前産後期間だけでなく、産後期間終了日の翌日に復職すれば入所継続可能
就労要件以外の要件		産後期間終了後の類型における点数と14点のいずれか低い方を配点	産前産後期間だけでなく、産後期間終了後も保育の必要性が継続する限りは入所継続可能

【転園希望の場合の点数の取り扱い】

「転園」により内定となった場合は、元の認可保育所等は退園となります。内定を辞退した場合も同様に退園となります。

転園	きょうだいを同園にするために転園を希望する場合 ※別々の保育所等に入所している児童をどちらか一方の保育所等に転園させる場合	基本指数 + 調整指数
	在園中に転居や勤務地変更等があった（もしくは転園を希望する月の初日時点で変更が予定されている）場合で転園を希望する場合 ※転居予定は、不動産売買契約書等により予定が確認できる場合に対象 ※勤務地変更等は、就労証明書や辞令の写し等によりその事実が確認できる場合に対象	
	「新たに開園した認可保育所等」または「地域型保育事業から保育所に移行する施設」への転園を希望する場合 ※開園月、移行月を含めて6か月間に限る	
	上記以外の理由により転園を希望する場合 ※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業に在籍している児童の転園を希望する場合も含む（2歳児クラス児童の翌年度4月利用調整以降は除く） ※育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用中の児童の転園を希望する場合も含む	基本指数 + 調整指数 + (-10点)

※「転園」は茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園している児童が、茅ヶ崎市内の他の認可保育所等への転園希望申請を行う場合と、育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用している児童（市内外からの申請を問わず、産前産後休業中にあり同制度を利用予定である児童も含む）が茅ヶ崎市内の認可保育所等への申請を行う場合に適用します。

(3) 『調整指数』

【就労に対する調整指数】		点数
保護者のいずれかが産前産後休暇中または育児休業中であり、児童の預け先が確保でき次第、復職予定である場合 ※「育児休業からの復職に関する申出書」及び「就労証明書」の提出が必須 ※「育児休業からの復職に関する申出書」に記載の復職の条件が満たせない場合は、原則退園		1
保護者のいずれもが月 6 4 時間以上就労している場合		1
就労内定（現に就労しておらず、入所希望月中に就労開始することが内定していること。または現に就労しており、入所希望月中に就労時間を増やすことが内定していること。）している場合		- 2
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士として就労開始（育児休業からの復職含む）することにより、本市の待機・保留児童解消に資することになる場合 ※「保育士等としての就労開始に関する申出書」の提出が必須 ※転園申請には適用しない	保育士として月 1 6 0 時間以上の就労をする場合	1 5
	保育士として月 1 1 2 時間以上の就労をする場合	1 0
	保育士として月 6 4 時間以上の就労をする場合	5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に看護師として就労開始（育児休業からの復職含む）することにより、医療的ケアが必要な児童を受け入れることができる場合 ※「保育士等としての就労開始に関する申出書」の提出が必須 ※医療的ケアとは、①呼吸管理（酸素吸入）②吸引（口腔・鼻腔・気管切開部）③経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）④導尿 ⑤血糖管理（血糖測定・インスリン投与）⑥ストーマ管理⑦その他市長が実施を認めた医療的ケアを指す ※転園申請には適用しない		1 5
保護者の一方が、単身赴任により入所希望月の初日以降 6 か月以上不在となる（予定も含む）場合 ※「単身赴任に関する申出書」及び「就労証明書」の提出が必須		2
【世帯状況による調整指数】		点数
ひとり親世帯（死別・生死不明・行方不明）である場合 ※同居人（パートナー等）がいる場合を除く		1 0
ひとり親世帯（離婚・未婚）である場合 ※同居人（パートナー・元配偶者等）がいる場合を除く		9
ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中等）である場合 ※同居人（パートナー・配偶者等）がいる場合を除く		8
ひとり親世帯またはひとり親世帯に準ずる世帯であり、求職活動中で、就労の必要性が高いと認められる場合		1 ～ 1 9
【きょうだい状況による調整指数】 ※複数に該当する場合は、最大で 2 点までが加算される		点数
きょうだいが在園している場合 ※きょうだいが在園している認可保育所等の利用調整時のみ加点し、それ以外の認可保育所等の利用調整時は加算対象外 ※認定こども園において、1 号（幼稚園児）入園しているきょうだいは対象外		2
きょうだいでの申請（双子、三つ子以上での申請は除く）である場合		1
双子、三つ子以上での申請である場合		2

【施設利用の状況による調整指数】		点数
有料で児童を預けている場合 ※育児休業中の利用は対象外	認可外保育施設等（院内保育、職場内託児施設、企業主導型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用を含む）の0～2歳児クラスまたは3歳児クラス以上で幼児教育・保育の無償化の対象外施設を利用中の児童のうち、直近2か月において、月64時間以上の継続した利用実績が確認できる場合 ※「児童の預かり実績証明書」の提出が必須 ※市外からの転入予定者については、転入後も利用を継続する場合のみ対象	2
	認可の事業所内保育事業（従業員枠）において、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象）	2
茅ヶ崎市内の小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を利用している場合	茅ヶ崎市内の小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）のうち、連携園の設定がない施設を利用しており、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象） ※連携園設定前までに下記施設へ入所した児童も対象とする。 ● ぼとふ茅ヶ崎保育園 R6.9.1 までに入所 ● 鶴嶺くじら保育園 R7.9.1 までに入所 ● かもめ保育園 R6.10.1 から R7.9.1 までに入所	8
利用している認可保育所等が閉園する場合	利用している認可保育所等が閉園となり、閉園後に他の認可保育所等への入所を希望する場合 ※閉園する月の翌月の入所申請および閉園する月の翌月以降の継続した入所申請（待機となっている間）のみ対象 ※閉園後に他の認可保育所等への連携入所が可能な場合は対象外	8
【福祉的状況による調整指数】		点数
生活保護受給中かつ保護者のいずれかが求職活動中である場合		2
こども家庭センターの支援を受けている場合		1
児童相談所からの要請があった場合または児童に対する保護の必要性が確認された場合		1～10
育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用可能な児童が、制度を活用せずに退園し、再度退園時の保育所等への入所を希望する場合 ※令和6年3月末までに退園した児童が対象		10
福祉事務所長が保育の緊急性が高いと判断した場合または児童の成長環境に配慮が必要と判断した場合		所長が定める
【福祉的状況による調整指数】		点数
市外に居住する者からの申請	市内に転入予定がなく、市内に在勤・在学している（する予定がある）場合	- 8
	市内に転入予定だが、転入先が未定の場合	- 10
	市内に転入予定があり、転入先が確定している場合	減点なし
	里帰り出産により、産前産後期間中の入所を希望する場合	減点なし
過去に内定辞退した者が、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をした場合 ※同じ年度内においては、内定辞退をした回数に応じて減点を累積する ※内定辞退した月の翌年度4月以降の入所申請については、減点対象外		- 2
【入所希望区分による調整指数】		点数
審査月時点に「2 認可保育所等利用申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』を選択している場合		利用調整点0

12 認可保育所等の保育料・副食費

(1) 利用する施設の種類の利用料（保育料）無償化

子育て世帯の経済的な負担軽減等を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）を無償化しています。副食費・延長料金等は無償化の対象外です。

保育課での手続きにより「認定」を受ける必要がある場合があります！

表の【★】マークは「子育てのための施設等利用認定給付」（新認定2号・3号）（P.37）の手続きが必要です

※以下、市区町村民税を「市民税」と表記しています。※令和8年10月以降利用分の金額を掲載しています。

① < 4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳までの場合 >

市民税	施設の種類の		保育の必要性の認定	利用料（保育料）
課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳クラス	教育時間	不要	私学助成幼稚園は月額2.8万円まで無償になります 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は無料になります
		預かり時間		無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
		上記以外 ※認可保育所等の保育料についてはP.32～34を参照		
				無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
非課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳クラス	教育時間	不要	私学助成幼稚園は月額2.8万円まで無償になります 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は無料になります
		預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に490円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.77万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
	認可保育所等		必要	無料になります
	認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要	利用料が月額4.57万円まで無償になります【★】

② < 4月1日時点での児童の年齢が3歳から5歳までの場合 >

利用する施設の種類の			保育の必要性の認定	利用料（保育料）
幼稚園	新制度移行 幼稚園	教育時間	不要	無料になります
		預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に 490 円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額 1.23 万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
	私学助成 幼稚園	教育時間	不要	月額 2.8 万円まで無償になります【★】
		預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に 490 円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額 1.23 万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
認定 こども園	幼稚園部分	教育時間	不要	無料になります
		預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に 490 円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額 1.23 万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
	保育所部分		必要	無料になります
保育所				
認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）			必要	月額 4.03 万円まで無償になります 無償化対象の施設やサービスの詳細は市ホームページを確認してください【★】
就学前障がい児の発達支援事業 ※詳細は障がい福祉課へお尋ねください			不要	無料になります 幼稚園・保育所・認定こども園等と併用利用する場合、両方とも無償化の対象となります

(2) 0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の保育料(利用者負担額)基準額表

(単位：円)

利用者負担額		2・3号認定					
階層	階層区分 (市民税世帯合算額)	保育標準時間 (11H)		保育短時間 (8H)		きょうだいの数え方	
A	生活保護世帯等	0		0		多子世帯 所得割合算額 57,700円未満	ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円未満
B	非課税	0		0			
	均等割のみ課税（要保護世帯）						
C	均等割のみ課税	6,700	3,350	6,700	3,350	保護者と生計が同一の子等であれば、 年齢に関わらず、上から順に第1子、 第2子、第3子と数える。	
D1	48,600円未満	7,800	3,900	7,600	3,800		
D2	48,600円以上52,000円未満	12,000	6,000	11,700	5,850		
D3	52,000円以上57,000円未満	15,200	7,600	14,900	7,450	多子世帯 所得割合算額 57,700円以上 ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円以上	
D4	57,000円以上65,000円未満	17,700	8,850	17,300	8,650		
D5	65,000円以上77,101円未満	19,800	9,000	19,400	9,000		
	77,101円以上79,000円未満	19,800		19,400			
D6	79,000円以上97,000円未満	24,800		24,300		認可保育所等、学校教育法第1条の 幼稚園、認定こども園、地域型保育 事業、企業主導型保育事業、特別 支援学校幼稚部、居宅訪問型児童 発達支援、児童心理治療施設、児童 発達支援及び医療型児童発達支援に 在籍している就学前のきょうだいに ついて、上から順に第1子、第2子、 第3子として数える。	
D7	97,000円以上132,000円未満	31,800		31,200			
D8	132,000円以上169,000円未満	39,300		38,600			
D9	169,000円以上183,000円未満	41,900		41,100			
D10	183,000円以上214,000円未満	46,900		46,100			
D11	214,000円以上253,000円未満	49,200		48,300			
D12	253,000円以上301,000円未満	54,300		53,300			
D13	301,000円以上358,000円未満	56,300		55,300			
D14	358,000円以上397,000円未満	58,300		57,300			
D15	397,000円以上	72,800		71,500			

- D1 から D15 までの階層区分欄に記載されている金額は、保護者の市民税所得割額を合算した額です。
- 第2子は表記されている金額(太枠を除く)の半額、第3子は無料となります。
- 太枠内の料金は、ひとり親世帯等の第1子の金額となり、第2子以降は無料となります。
- 里親委託されている児童には、保育料(利用者負担額)0円、副食費は免除対象です(対象となるには申請が必要です)。
- 児童養護施設に入所している児童には、保育料(利用者負担額)0円、副食費は免除対象外です。
- 市民税額は住宅借入金等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定します。

●ひとり親世帯等

ひとり親世帯(離婚調停中や離婚前提別居等は除く)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。該当になる場合は手帳等の写しを提出してください。

●生計が同一の子等

- 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- 保護者と生計が同一の子や孫等(保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む。)であれば年齢に関わらず対象となります。
- ここでの「生計が同一」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。
※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等(健康保険の資格情報や仕送りの事実が分かる預金通帳の写し等)を提出してください。

(3) 保育料の算定方法

保育料の算定には、**保護者※の市民税所得割額の合計**を用います。

この**市民税所得割額**は、保育料算定において、以下の金額のことをさします。

$$\text{市民税所得割額} = \text{税額控除前の市民税所得割額} - \left(\text{市民税調整控除額} + \text{市民税税額調整額} + \text{市民税定額減税額} \right)$$

県民税は保育料算定の対象外です。

月額保育料の目安は、上記の計算式により、保護者それぞれの**市民税所得割額**を求め、合計した金額をもとに、「保育料（利用者負担額）基準額表」（P32）を参照してください。ただし、年度の途中で税額変更が生じるなどして、実際の保育料の算定額と目安として算出した金額が異なる場合がありますので、あくまでも目安として考慮してください。

所得割が課税されておらず、均等割のみ課税されている場合や非課税の場合は、それぞれ該当の階層区分（A～C）（P32）をご覧ください。※同居の祖父母がいる場合は（4）参照

上記の計算式に用いるそれぞれの金額は、該当年度の税額通知書（課税する市区町村から送付）や課税証明書（課税する市区町村に申請し交付）により確認が可能です。（一部の金額については記載されていない場合あり）

保護者※

単身（海外）赴任による「別居」、離婚前の「別居」（離婚調停中を除く）、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係・パートナーの方との「同居」は、同一生計とみなします。そのため、これらに該当する方も保護者として保育料を算定します。

(4) 祖父母が同居している場合の算定方法

保護者の市民税所得割額が0円である場合、かつ、祖父母が同居（同一建物・同一敷地内）している場合は、同居の祖父母が家計の主宰者と判断し、祖父母も算定対象とします。



1 祖父母に「市民税所得割額」が課税されている

祖父母の「市民税所得割額」の
いずれか高い額で算定



**保護者または祖父母に
「市民税均等割額」が課税されている**

**保護者※または祖父母の
「市民税均等割額」のみの課税で算定**

(5) 仮算定

市民税が未申告または保育料算定書類が不足の場合には「仮算定」とし、保育料を最高額（D15）で決定します。必要な税申告や税証明書の提出により仮算定が解除となった場合、納めすぎとなった保育料は、原則、翌月以降の保育料に充当します。

収入がゼロであることの申告をしていない場合は「未申告」としてお知らせすることがあります。1月1日時点で住民票があった市区町村で申告を済ませ、保育課にご連絡のうえ、「課税・非課税証明書」を提出してください。海外収入などで税証明書が提出できない場合は、海外収入申告書の記入及び税額の分かるものの提出が必要ですので、保育課までご相談ください。

●課税・非課税証明書などの取得や申告場所について

その年の1月1日に茅ヶ崎市にお住まいの方	茅ヶ崎市が課税、課税証明書を発行
その年の1月1日に茅ヶ崎市以外にお住まいだった方	お住まいだった市区町村が課税、課税証明書を発行

(6) 保育料の算定期期

認可保育所等の保育料は、1月1日時点で住民票があった市区町村にて申告されている1月～12月までの収入額をもとに算出された市民税について、生計を共にしている世帯の合算額（父母祖父母など）によって年2回に分けて算定しています。

毎年9月は新年度の市民税額で保育料を算定し直します。

令和9年										令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
令和8年度の市民税額					令和9年度の市民税							
令和7年1月～12月までの所得					令和8年1月～12月までの所得							

※年度の途中で税額変更が生じるなどして算定額が変更になった場合で再算定が必要な方はお申し出ください。

※申請内容から変更が生じる場合は速やかに保育課にご連絡いただき、「税額変更申告書」を提出してください。保育料の変更ができる期間は「税額変更申告書」提出の翌月からとなります。

(7) 副食費が免除になる世帯

副食費とは、3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳クラス含む）の児童の食事代（給食費）のうち、「おかず・おやつ代」のことをいいます。0歳児クラスから2歳児クラスに在園している児童の副食費は、月額保育料に含まれています。

以下に該当する世帯は、副食費が免除になります。

2号認定【保育所・認定こども園（保育所部分）】		
年収360万円未満相当※2	ひとり親世帯等の要保護世帯	市民税所得割額合算が77,101円未満 (P32 保育料基準額表のA～D5階層の一部)
	要保護世帯ではない	市民税所得割額合算が57,700円未満 (P32 保育料基準額表のA～D4階層の一部)
所得階層にかかわらず、第3子以降の児童		就学前のきょうだい※1を上から順に数えた場合

1号認定【新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】	
年収360万円未満相当※2	市民税所得割額合算が77,101円未満 (P32 保育料基準額表のA～D5階層の一部)
所得階層にかかわらず、第3子以降の児童	小学3年生までのきょうだい※1を上から順に数えた場合

※1 きょうだいとは、認可保育所等、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援に在籍している児童（1号認定は小学3年生までを含む）を指します。

※2 「年収360万円未満相当」はあくまで目安です。実際の判定は、保護者の市民税所得割額により行います。

(8) 保育料・副食費の注意点

認可保育所等は入所受入れの体制を整えていますので、実際に登園していなくても保育料は発生します。

保育料は月額で定めています。園をお休み（里帰り出産や入院等を含む）しても月額の保育料をお支払いいただきます。

園によっては保育料以外に、父母会費・主食代・施設利用料など別に費用が掛かることがあります。事前に入所を希望する園にお問い合わせください。



入所後に守っていただきたいルールやマナーについてご確認ください。

預けていいのはどんなとき？

認定された保育を必要とする事由によりご自宅等で保育ができないときにお子さんを保育します。仕事がお休みの日などは、原則、預けることはできません。

※みなさまが利用する時間に合わせて、保育士の配置調整を行っています。保育課で認定している保育を必要とする事由以外で保育が必要になった場合は、施設に相談してください。

入所継続するための要件は？

月 64 時間以上の就労等の保育を必要とする事由 (P.3) を継続することが必要です。要件を満たすことができない場合は、原則退園となります。「就労時間が短くなった」、「就労先が変わった」、「求職活動をする」などの変更は早めに相談してください。

仕事を転職・退職することになった

入所後に退職したなどで保育を必要とする事由がなくなり、保育の必要性がないと判断されると退園となります。また、就労時間の変更等により保育必要量や保育料などが変更になる場合があります。転職の際は新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。求職活動、開業準備に入る際には「求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書」を提出してください。

出産予定・育休取得予定がある

出産することになった場合は「出産予定連絡票」を提出してください。出産後に復職する、または育児休業を取得中も入所継続を希望するなど、状況に応じて必要な手続きが異なります。入所申請後においても、出産予定がある場合や出産予定が分かった場合は「出産予定連絡票」を提出してください。

一緒に暮らす人が変わった

一緒に暮らしている人が変わると、保育料の金額や副食費の免除の判定にかかわる場合があります。世帯構成に変更がある場合は「認定変更申請書 (兼 内容変更届)」を提出してください。婚姻・離婚をされる場合は保育課に連絡してください。

送迎時のマナー

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場のない施設の場合は、自動車での送迎はご遠慮ください。路上駐車は禁止です。

※地域の方から、送迎時等の利用者のマナーについてご意見をいただくことがあります。交通ルール等を守り、近隣の方に配慮して施設をご利用ください。交通規則を違反するなど、警察に通報されても市・施設は責任を負いかねます。

保育料の滞納

認可保育所等の運営経費の一部は、保護者から納入していただく保育料から成り立っており、すでに認可保育所等に在園して保育料を支払っている家庭との公平性の観点から、本市では保育料の滞納は重大な問題としてとらえ、収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納期限までに納めていただけない場合には、「督促状」を送付します。督促後も納めていただけない場合には、法律に基づく滞納処分 (給与・預貯金・生命保険等の財産差押処分) や、児童手当からの充当処理等を実施します。

「いつもと違う」ときは報・連・相！

①「報告！」お子さんの様子がいつもと違うとき

保護者の方が「いつもと違う」と感じたら、登園時に必ずお知らせください。お子さんの体調不良等により、早めにお迎えをお願いする場合などがあります。

②「連絡！」送迎する方・時間がいつもと違うとき

なるべく早めに、前もってご連絡ください。連絡がなく、送迎時間や送迎者がいつもと違う場合、送迎者の確認や、1 日の保育内容の調整、帰りの身支度等の準備などに時間がかかってしまいます。

③「相談！」保育を必要とする事由が変わったとき

なるべく早めに施設や保育課までご相談ください。保育料変更などのお知らせが遅れてしまうことや、保育の必要性がなくなった場合は退園となることもあります。

14 在園中に下の子が生まれることになったとき



(1) 育児休業に伴う入所継続制度とは

就労事由の方の育児休業中は、保護者が育児のため家庭で過ごしており、お子さんを自宅で保育することが可能と判断されるため、在園児は原則退園となります。しかし、在園しているお子さんの環境に配慮し、児童福祉の観点から必要があると認める場合に、育児休業の対象となっている生まれたお子さんが1歳になる日の月末まで継続入所を認めています。

なお、育児休業の対象となっているお子さんが認可保育所等の入所を申請し、「やむを得ず待機」となり育児休業を延長する場合には、満2歳になる日が属する月末まで継続入所が可能です。

保護者のうち、いずれか一方が育児休業の要件となる場合には「短時間」認定（8:30 から 16:30 まで）に変更となり、「短時間」の枠を超えて利用した場合は延長料金が発生しますのでご注意ください。

『母』が育児休業を取得	出産日の8週間後の翌日を含む月の翌月1日から育児休業要件
『父』が育児休業を取得	育児休業取得の翌月1日から育児休業要件（1か月を超える場合） ※月初から取得する場合は当月1日から

(2) 入所継続のための提出書類

※育児休業取得前の職場への復職必須

保育課に以下の書類を提出してください。

出産予定が分かった	☐ 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）
お子さんが生まれ 産休終了後すぐに復職する	☐ 出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届 ☐ 就労証明書（産休後に復職したことがわかるもの）
お子さんが生まれ 育児休業を取得する	☐ 出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届 ☐ 就労証明書（育児休業を取得予定、取得中であることがわかるもの）
生まれたお子さんが1歳になる	☐ 生まれたお子さんの認可保育所等入所申請書類一式 ※「2 認可保育所等利用申請書」の「入所意思の選択」で「B」は選択不可
育児休業から復職する	☐ 就労証明書（育児休業から復職済とわかるもの） ※育児休業取得前の職場への復職必須

(3) 制度を利用する際の注意点

- 「育児休業給付金の延長」と「育児休業中の入所継続の延長」のために申請が必要な時期は異なります。育児休業給付金の受給については、就労先または所管のハローワークにご確認ください。
- 生まれたお子さんの入所申請を取り下げた場合、または入所申請時に「2 認可保育所等利用申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』とした場合は、育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用している在園児童は退園となります。
- 在園施設の退園届を提出しながら、他の認可保育所等の再申請をして入所になった場合は、新しい施設では入所継続制度利用はできません。入所の翌月10日までの復職が必要となります。
- 在園児童で、育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用中に、次のお子さんを出産予定となった場合、現在取得中のお子さんの育児休業から復職せずに連続して次のお子さんの産休・育休に入り、育児休業入所継続制度を利用することは原則できません。一度復職し、就労証明書の提出があれば、再度育児休業入所継続が可能です。
- 育休の対象となるお子さんが満1歳を迎えた日の属する月の翌月時点で5歳児クラスに在籍する児童は、児童福祉の観点から、育休の対象となるお子さんの認可保育所等の入所申請の有無に関わらず、卒園まで入所継続可とします。

(4) 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・家庭的保育事業）に在園の方

① 卒園後に連携園への入所を希望する方

連携入所後も「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

② 連携園が設定されていない・卒園後連携園への入所を希望しない方

3歳児クラス以降も保育を希望する場合、翌年4月の入所申請が必要です。切れ目なく4月に認可保育所等に入所となった場合は「育児休業中の在園児の継続入所」が可能です。

15 子育てのための施設等利用給付認定



幼稚園（私学助成幼稚園）の保育料や、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児病後児保育）の利用料を無償化の対象とするために必要な認定です。下記の（１）の表のいずれかに該当し、該当施設の利用料の無償化を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請する必要があります。※いわゆる「新１号」・「新２号」・「新３号」認定のことを指します。

無償化となる上限額は P.31 をご覧ください。

（１）子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

新１号認定は、利用施設を経由して手続を行う必要がありますので、施設にご相談ください。

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	利用施設
新１号認定	満３歳～５歳児クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新２号認定	３歳児～５歳児クラスの児童	必要	新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園の 預かり保育、認可外保育施設等※ 〔※認可外保育施設、病児病後児保育、一時預かり、 ファミリー・サポート・センターの利用〕
新３号認定	０歳児～２歳児クラス 満３歳クラスの 市民税非課税世帯の児童		

※対象施設の確認

本認定をもって、全てのサービスが無償となる訳ではありません。

利用する施設・サービスが無償化の対象となるかどうかは、施設または施設が所在する市区町村にご確認ください。

ファミリー・サポート・センター利用の場合、送迎のみの利用は除きます。

（２）申請受付の方法と注意点

必ず施設・サービスの利用開始前に申請手続きを行ってください。

新２号・新３号は下記の必要書類を不備なく全て受付した日以降の認定とします。

認定区分	必要書類・注意事項	申請書提出先
新１号	子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	利用施設
新２号 新３号	- 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 - 保育の必要性が分かる書類（P.19～20） ※育児休業中の方は、新規に「就労（育児休業）」の要件で新２号、新３号の認定を受けることはできません。 ※ひとり親世帯等に該当する方は「ひとり親世帯に関する申立書」に併せて証明書類を提出してください。	幼稚園・認定こども園 ・施設利用前 → 利用施設 ・施設利用後 → 保育課 認可外施設等 → 保育課

認可保育所等の入所申請をして「教育・保育給付２号・３号認定（P.3）」を取得したお子さんと、やむなく待機となっている間に上記の「子育てのための施設等利用給付２号・３号認定（※以下、施設等利用給付２号・３号認定）」が必要な方はお申し出ください。すでに取得している「教育・保育給付２号・３号認定」を「施設等利用給付２号・３号認定」とみなして、あらためて通知します。

ただし、「教育・保育給付２号・３号認定」を受けて、概ね半年程度経過している場合には、現在の状況を確認するために子育てのための施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がわかる書類含む）の提出を求めることがあります。

16 こども誰でも通園制度



全てのこどもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。利用できる施設は都度更新されますので市ホームページをご確認ください。

(1) 対象児童

保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の前々日まで）の児童

(2) 利用までの流れ

「こども誰でも通園制度つうえんポータル」（以下、つうえんポータル）からオンラインにて申請を行います。

市が申請内容について審査・認定し、概ね2週間前後で利用者へアカウントを発行します。

つうえんポータルにて利用を希望する保育所等に初回面談の申込みを行い、保育所等と日程調整の上、初回面談を行ってください。面談後、保育所等での受入が確定した後に利用が可能となります。

利用のキャンセルなどの詳細方法は市ホームページでご確認ください。



【つうえんポータル（利用申請）】

(3) 利用時間と利用料金

こども1人当たりの利用上限は月10時間です。最低利用時間は1時間、以降は30分単位で利用が可能です。月の利用時間を余らせた場合でも翌月への繰り越しはできません。月10時間を超えての利用の場合は、基本利用料のほかに超過料金が発生する場合があります。

基本利用料	1時間300円（事業所により異なる場合があります）	食事・おやつ等の提供がある場合は実費を負担
持ち物	着替え、おむつ、おしりふき、タオルなど	初回面談時などに保育所等へご確認ください

キャンセルについて

つうえんポータルからキャンセルの申請をします。利用の当日午前0時以降のキャンセルは利用時間枠を消費します。詳細は市ホームページにて「キャンセルポリシー」をご確認ください。

(4) 利用料減免

減免後徴収金額は利用料1時間300円の事業所の場合

世帯状況	減免金額	減免後徴収金額	特記事項
生活保護世帯	300円	0円	生活保護受給証の提出が必要
市民税所得割世帯合算額 77,101円未満 要支援家庭	200円	100円	前年もしくは当年の1月1日時点での住民登録地が市外の場合は、証明書（課税証明書等）の提出が必要

※保護者の市民税所得割世帯合算額が0円の場合は、同居の祖父母が家計の主宰者であると判断し、同居（同一建物・同一敷地内）の祖父母も算定の対象となります。市民税所得割額は、配当控除額、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除額（ふるさと納税含む）、外国税額控除額、配当割額控除額等の適用前の金額を用います。

(5) 留意事項

- 市外の施設を利用する場合は、当該自治体のホームページなどをご確認ください。
- 施設での面談の結果、設備や人員配置の状況などにより利用できない場合があります。
- 初回もしくは慣れるまでの間、親子通園となる場合があります。
- 安全面には十分留意していきますが、集団生活では、年齢が小さいほど他者とのかかわりの中でトラブルなどが起こる可能性もありますので、ご理解ください。
- つうえんポータル未導入の自治体の施設を利用される場合は、つうえんポータル上で利用時間の一部または全部が管理できない場合がありますので、ご注意ください。

17 休日等保育



一時預かり事業として休日等保育を実施しています。認可保育所等は通常平日（土曜日を含みます）の利用となりますが、(2)の利用条件をいずれも満たすお子さんは休日等（日曜日、祝日及び年末）においても認可保育所等が利用できます。
なお、休日等保育については年度毎の登録、申請書提出が必要となります。

(1) 実施施設・利用料金等

実施施設	鶴が台保育園	所在地	茅ヶ崎市鶴が台 10 番 8 号 ※駐車場はありません。路上駐車・停車禁止です。
		電話	0467-51-0782
利用時間	日曜日、祝日、年末（12 月 29 日、30 日）の 7:00 から 19:00 まで		
保護者負担金	児童 1 人につき日額 3,500 円 利用日当日にお渡しする納付書にてお支払いください。		
昼食	各自、弁当及び水筒※を持参してください。 ※0 歳児で離乳が終了していない場合は、必ずミルク・離乳食を多めに持参してください。 ※保育中に不足が無いよう、十分な水分量をお願いします。 ※夏期は特に消費量が多いので、多めにお持ちください。		
その他	利用当日の持ち物等は市ホームページで確認してください。		

(2) 利用できる方の条件（下記の条件すべてに該当する方）

- 茅ヶ崎市内の認可保育所等（保育所・地域型保育事業・認定こども園の保育所部分）に在園していること
- 休日等に保護者の就労等により保育の必要性があること。※就労事由の方は休日等保育用の就労証明書が必要
- 休日等保育の利用月において満 6 か月以上の就学前児童であること
- 健康で集団生活ができること
- 慣らし保育が終了していること

(3) 利用当日の注意

お子さんの体調などによっては、当日であっても利用をお断りすることがあります。
初めて利用される方はアレルギー等を把握するため、当日 15 分前に休日保育実施施設に登園し、お子さんの様子を詳しく伝えていただくようお願いします。

(4) 登録・利用方法

- 初めて利用する方は、利用日の 5 日前※までに事前登録が必要ですので申請書一式を保育課窓口まで提出してください。
- 利用登録完了後から利用申請が可能となります。登録は年度ごとに行います。
- 利用申請は利用日の 3 日前の 17:00※までに「休日等保育利用申込書」を市保育課まで提出するか電子申請をしてください。
※締切り日が土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日まで

休日保育申請書類は
こちらからダウンロード可



18 病後児保育



病気の回復期にあるお子さんを、集団保育や家庭での保育が困難な期間に、看護師及び保育士が専用スペースで一時的にお預かりします。

実施施設	中海岸保育園	所在地	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42
		電話	0467-55-9526（病後児保育専用ダイヤル）
対象児童	・市内在住の満6か月から小学校3年生までのお子さん ・市外在住で市内認可保育所等に在園している満6か月以上のお子さん		
利用時間	月曜日から金曜日の 8:00 から 18:00 まで（祝日・年末年始を除く） ※お迎えは 17:45 まで（お子さんの様子等をお伝えるため、時間に余裕を持ってお越しください）		
利用期間	1 回の利用につき原則 7 日間まで		
利用料金	・ 1 日 2,000 円 ※生活保護世帯及び市県民税非課税世帯は減免制度があります。 ・ 給食・おやつ代は別途（450 円） ・ 認可保育所等に在園していないお子さんの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。詳細は P.31 を参照してください。		
利用方法	① 事前登録	（1）中海岸保育園で登録をします。来園時は、事前にお電話でご予約ください。 ※登録前に「案内パンフレット」と「ご利用にあたっての重要事項」（市ホームページ「病後児保育」掲載）を必ずご確認ください。 （2）予約日時にお越しください。利用に関する説明を行います。（所要時間 1 時間程度） 必要書類（下記参照）の提出をお願いします。	
	② 利用予約	・ 電話で予約してください（受付時間 8:00 から 18:00 まで） ・ 予約は利用希望日の 2 日前から可能です	
	③ 受診	かかりつけ医の診察を受け「医師連絡票」の記入を依頼してください。 ※医師連絡票はご自身でかかりつけ医にお持ちくださるようお願いいたします。	
	④ 利用当日	・ 必要書類（下記参照）と持ち物（「案内パンフレット」参照）を揃えてお越しください。 ・ キャンセルする場合は、なるべく早めにお電話でご連絡ください	
必要書類	① 登録	登録届	
	② 利用予約	無し	
	③ 受診	医師連絡票 ・ 保険診療の自己負担（就学前 500 円、就学後 750 円）があります。ただし、「小児医療証」や「 親 福祉医療証」など医療費助成制度に基づく医療証を交付されているお子さんは、自己負担はありません。 ・ 医師連絡票の記入が保険診療となるのは月 1 回のみです。ご注意ください。	
	④ 利用当日	・ 医師連絡票（医師が記入済みのもの） ・ 利用申請書 ・ 個人記録	
その他	・ 利用可能な疾患など、詳細は中海岸保育園へお問い合わせください。 ・ 定員に達している場合やお子さんの症状によっては、お預かりできない場合もあります。 あらかじめご了承ください。		





19 一時預かり事業

保護者の出産、病気、就労、就学などのほかりフレッシュなど、理由を問わず一時的に保育が必要となる場合にお子さんをお預かりします。

一時預かりを利用するには、各実施施設での事前登録が必要です。利用料金や給食・おやつ提供について市ホームページに一覧を掲載しております。その他の詳細や登録方法等は各実施施設にお問い合わせください。

なお、子育てのための施設等利用給付認定（P37）を受けると利用料金を無償化の対象とすることができます

一時預かり実施施設はこちらの二次元コードからご確認ください。

令和8年7月時点の情報です。最新の情報は各施設へお問い合わせください。



20 公立保育園再編整備方針（令和7年8月策定）



（1）策定の趣旨

本市の公立保育園は、平成21(2009)年2月に策定した「公立保育園に関する今後の方針について」に基づき、保育士としての豊富な経験や専門性を生かした地域の子育て支援の拠点として、公設公営6園と公設民営（指定管理）1園の計7園で運営してきました。

その後、15年以上が経過し、社会情勢の変化に合わせて公立保育園の在り方を新たに定め、質が高く安全な保育環境を提供して子どもたちを健やかに育てていくとともに、老朽化した施設への対応も含めた公立保育園再編整備方針を策定しました。

（2）方針の概要

保育をめぐる社会情勢の変化や施設の老朽化など公立保育園を取り巻く状況の変化を受けて、公立保育園を保育・子育て支援を保障するインフラやセーフティネットと位置付け、教育・保育提供区域ごとに保育・子育て支援の拠点となる基幹保育園として1園ずつ配置することとし、公立保育園を7園から4園へ再編します。基幹保育園となる公立保育園は、保育・子育て支援の機能強化や質の向上を図って本市の子育て家庭を支えていく役割を担います。

（3）各公立保育園の再編整備について

■ 香川保育園、室田保育園、浜須賀保育園

各教育・保育提供区域の基幹保育園として、今後も公立保育園として運営していくこととしています。

老朽化の状況に応じて大規模改修等、最適な整備を実施していきます。なお、整備内容を検討した結果、移転となる可能性があります。

■ 浜見平保育園

教育・保育提供区域の基幹保育園として、現在と同様に公立保育園として運営していきます。

■ 鶴が台保育園

同じ教育・保育提供区域内に2園ある公立保育園を1園とすること、施設の老朽化が他園よりも特に進んでいることから、鶴が台保育園は受入停止と位置付けています。受入停止時期については、令和8年4月から0歳児クラスの受け入れを停止し、以後、1年ごとに1クラスずつ受け入れを停止して令和13年3月の5歳児クラス卒園をもって全面的に受入停止とすることを予定しています。※在籍されている園児は、卒園まで在園することができます。

園児数が1クラスずつ減っていく形となりますが、できる限りこれまでの保育内容が継続できるよう工夫しながら日々の保育に努めていきたいと考えております。

■ 小和田保育園

同じ教育・保育提供区域内に3園ある公立保育園を1園とすること、同じ区域内にある浜須賀保育園のほうが公立保育園の役割を果たせると考えられること、区域内の就学前児童数が多く保育需要もしばらく多い状態が続くと見込まれることなどから、小和田保育園は民間移管と位置付けています。民間移管時期については、令和7年度に在籍されている園児が全員卒園した後の令和13年4月を予定しています。令和8年4月以降に入園する方々は、民間移管となることを知っていただいたうえで入園していただくこととなります。

■ 中海岸保育園

現在は、公設民営（指定管理）の形態で公立保育園として運営していますが、再編後には民設民営の保育園とする予定です。現在の指定管理期間が令和10年3月までとなっていることから、民間保育園となるのは令和10年4月を予定しています。

茅ヶ崎市ホームページ
保育園の最新情報はこちら



ちがさき子育て応援サイト
保育園・幼稚園のページ



就労要件の方

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育所等を利用できる時間です

保護者の一方が休日の日

原則、保育所等をお休みして家庭で保育になります
ただし、深夜労働を終えた後など、身体を休める必要がある場合は利用が可能です

保護者の出退勤時間に差がある

原則、出勤が遅い方がお子さんを保育所等へ送り
退勤が早い方がお子さんを迎えに行きます

求職要件の方

求職活動を行っている時間のみの
保育所等を利用できます

求職活動中は短時間認定となります。就労を開始したら、
就労証明書を提出し、保育の必要性の認定後、
就労要件の方と同じように保育所等を利用できます

必要な時間に 必要な保育を

だれもが安心して利用できる
保育所づくりのための適正利用に
ご協力をお願いします

3歳児クラス以降で集団生活が必要な家庭

お休みの日は家庭での保育を基本とし、集団生活を通して
人間関係の基礎とある社会性を育む観点から、日中の時間帯
(概ね日中9時から16時)の利用はお子さんの体調や情緒
を考慮した上で保育所等とご相談ください

保育必要量(標準時間11時間・短時間8時間)は
保育の必要性に応じて利用できる最長時間です
実際に利用できる時間は**保育が必要な時間のみ**です

保育所等とは・・・

保護者の就労や病気などにより、家庭での保育が難しい場合に、保護者に代わって保育するための
児童福祉施設です。お仕事がお休みの日や、ご家庭で保育ができる日は

お子さんと家庭で一緒に過ごす時間を大切にしましょう

家庭でのふれあいや会話、遊びの時間は、お子さんの安心感や情緒の安定、
健やかな成長につながります。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

保育所の送迎マナー

他の利用者や近隣の方の迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。
自動車送迎禁止の保育所等に通っている場合は、自動車送迎はできません。
みんなが心地良く保育所等を利用できるようルールを守ってご利用ください。

保育所等のご利用について、お困りのことやお悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください

問い合わせ先

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課(認定給付担当)

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1-1

電話 0467-81-7172(直通)

発行 令和8年9月11日